

令和4年第4回（12月）定例町議会

（第3日 12月8日）

令和4年第4回（12月）西伊豆町議会定例会

議事日程（第3号）

令和4年12月8日（木）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第39号 甲種漁港施設（安良里漁港）の指定管理者の指定について
- 日程第 2 議案第40号 甲種漁港施設（田子漁港）の指定管理者の指定について
- 日程第 3 議案第41号 甲種漁港施設（仁科漁港）の指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第42号 西伊豆町仁科地区農林水産物等直売所（はんばた市場）の指定管理者の指定について
- 日程第 5 議案第43号 西伊豆町黄金崎公園休憩施設「こがねすと」の指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第44号 西伊豆町有11施設の指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第45号 サンセットコイン事業特別会計条例の制定について
- 日程第 8 議案第46号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第47号 西伊豆町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 10 議案第48号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第49号 西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 12 議案第50号 西伊豆町特別職の職員で常勤のものゝ給料等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 13 議案第51号 南伊豆地域清掃施設組合の設置について
- 日程第 14 議案第52号 静岡県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約について
- 日程第 15 議案第53号 令和4年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 16 議案第54号 令和4年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 17 議案第55号 令和4年度西伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 18 議案第56号 令和4年度西伊豆町温泉事業会計補正予算（第1号）

日程第 19 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 20 常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 21 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（10名）

1 番	松 田 貴 宏 君	2 番	浅 賀 元 希 君
3 番	仲 田 慶 枝 君	4 番	堤 豊 君
5 番	芹 澤 孝 君	6 番	高 橋 敬 治 君
7 番	山 田 厚 司 君	8 番	西 島 繁 樹 君
9 番	堤 和 夫 君	10 番	増 山 勇 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	星 野 淨 晋 君	副 町 長	高 木 光 一 君
教 育 長	鈴 木 秀 輝 君	総 務 課 長	白 石 洋 巳 君
まちづくり課長	長 島 司 君	窓口税務課長	高 橋 昌 子 君
健康福祉課長	渡 邊 貴 浩 君	産業建設課長	久 保 田 寿 之 君
防 災 課 長	佐 野 浩 正 君	環 境 課 長	鈴 木 昇 生 君
会 計 課 長	森 健 君	企 業 課 長	村 松 圭 吾 君
教 育 委 員 会 教 事 務 局 長	真 野 隆 弘 君		

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 松 本 正 人 書 記 堤 浩 之

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（山田厚司君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（山田厚司君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第1、議案第39号 甲種漁港施設（安良里漁港）の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第39号は、甲種漁港施設（安良里漁港）の指定管理者の指定についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 安良里漁港の指定管理者の指定について、説明をさせていただきます。

令和4年10月26日開催の指定管理者選定委員会において、安良里漁港の指定管理候補者として前回に引き続き、伊豆漁業協同組合安良里支所が選定されましたので、同候補者を指定管理者に指定してよろしいか、議会の議決をお願いするものでございます。

漁港は漁業活動をするための施設であります。一方で公共施設でもあることから、漁業活動に支障のない範囲で、プレジャーボート等の受入れをしなければなりません。そのためには漁業者との調整が大変重要であり、漁業者の意見の集約、とりまとめができる漁業協同

組合が停泊等を希望するプレジャーボート所有者との調整をすることが、最も適切と考えております。また、指定管理を民間の営業者に委託した場合、自己の利益を優先し漁業活動に支障をきたす案件が発生することも懸念されます。以上のことから、前回に引き続き協定書等に基づき、指定管理や漁業者との調整等、施設管理や漁業者との調整等、安定した管理をしてきている、伊豆漁業協同組合安良里支所に5年4月1日から令和10年3月31日までの今後5年間も引き続きお願いしたいと考えているものです。1ページめくっていただき、1ページから4ページまでが協定書の案となります。5ページ、6ページが業務仕様書、7ページがリスクの分担表にあります。8ページ、9ページが個人情報取扱特記事項、10ページが場所を示す平面図となっております。以上、説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 3ページの14条のところなんですけど、甲は、管理業務の実施に必要な備品、備付物件等は無償で乙に貸与するっていうこの、備付物件ってのは、無償で対応するものってどんなものがあるんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 岸壁とか船揚場にですね、漁港施設の備品として備付けてある、例えば板であったりとか、そういったものが該当するかと思います。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 備付物件は、それとマリーナですね。マリーナも確か無償譲渡したっていうことだったと思ったんだけど、マリーナの最近、船が係留する船が減ってるっていうようなことを聞いてるんだけど、経営内容っていうか、どういう状況かわかりますか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） ヨットの所有者が年々減ってきているということのようできて、収益もそれに伴って減収しているという報告を受けております。漁協さんも、漁協さんがお持ちのホームページ等でですね、募集をかけているという状況でございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 7ページお願いします。リスク分担表のですね、⑥施設・設備・備品の損傷。これのですね3番目の注1ですね。経年劣化、第三者の行為から生じたものの内相手方が特定できないもの等の修繕費用。この修繕費用というのはどんなものが考えられますか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 先ほど申し上げました、例えば船揚場に備付けている板等の損傷とかですね。あるいは、指定管理者の部分で言いますとマリーナの施設、基本的には係留のロープとブイになるわけですけども、そういったものがいつの間にか壊れていたと。それが誰が壊したのかわかんないというような場合の修繕ということが該当になると思っています。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） ロープとかそのブイとかというものに関してはマリーナがあればあるんですから、マリーナが持つべきじゃないんですか、ここは。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） この欄については、町と指定管理者と両方丸がついていて、指定管理者注1としています。注1ってのは1番下に書いてありますが、指定管理者が所有するマリーナ施設に関する損傷、この部分については指定管理者が修繕費を持つという意味でございます。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それではこの備考に書いてある第三者の行為から生じたものとはどういうことですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） マリーナの利用者ということになるかと思えます。

○議長（山田厚司君） はい、ほかに質疑ありますか。

6番、高橋敬治。

○6番（高橋敬治君） 1番最後の安良里漁港の平面図のところは何いたいんですけども、漁港施設の中でですね、占用許可物件として町に申請が上がってる物件ですね、これが幾つあるのか教えてもらいたいです。具体的に場所と幾つあるかですね。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 今のご質問は、指定管理をする場所についてというご質問

でしょうか。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） いや、そうでなくてこの安良里漁港全体の中で、町に占用許可として申請をして、占用許可料を払ってる施設ってのはあるんですかないんですか。あるとすればどこですかという質問です。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） ちょっと手持ちの資料ございませんので、調べて後ほど回答させていただきたいと思います。

○議長（山田厚司君） それでいいですか。

他に質疑ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第39号 甲種漁港施設（安良里港）の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第2、議案第40号 甲種漁港施設（田子漁港）の指定管理者の指

定についてを議題とします。

理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第40号は、甲種漁港施設（田子漁港）の指定管理者の指定についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 田子漁港の指定管理者の指定について、説明をさせていただきます。

令和4年10月26日開催の指定管理者選定委員会において、田子漁港の指定管理候補者として前回に引き続き、伊豆漁業協同組合田子支所が選定されましたので、同候補者を指定管理者に指定してよろしいか、議会の議決をお願いするものでございます。先ほど安良里漁港でも説明させていただきましたが、漁業者の意見の集約、とりまとめ、契約等希望するプレジャーボート所有者との調整をすることができ、今までも指定管理者として実績のある田子漁港内にある事務所を有する伊豆漁業協同組合田子支所に令和5年4月1日から令和10年3月31日までの今後5年間も引き続きお願いしたいと考えているものです。添付書類につきましては、先ほどの安良里漁港と同様に協定書の案、業務仕様書、リスク分担表、個人情報取扱特記事項、平面図となっております。以上です。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 同じ6ページで、今度はマリナーではないから施設・備品の損傷は西伊豆町に○がついてますけども、ここでいうそれでは第三者の行為から生じたもの、この第三者、これは誰なんですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） この指定管理自体はプレジャーボートのそういった漁港、漁業者の施設じゃないものをですね、契約するということが前提になっています。そういう方々がこられて、何か損傷させたというそういう事象を指すものであります。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） そうすると、この第三者っていうのはプレジャーボートを持っている方というふうに考えていいんですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） そういう解釈でよろしいかと思えます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第40号 甲種漁港施設（田子漁協）の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第3、議案第41号 甲種漁港施設（仁科漁港）の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第41号は、甲種漁港施設（仁科漁港）の指定管理者の指定についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 仁科漁港の指定管理者の指定について説明をさせていただきます。

令和4年10月26日開催の指定管理者選定委員会において、仁科漁港の指定管理候補者として前回に引き続き、伊豆漁業協同組合仁科支所が選定されましたので、同候補者を指定管理者に指定してよろしいか、議会の議決をお願いするものでございます。先ほど安良里と田子でも説明させていただきましたが、漁業者の意見を集約、とりまとめ、契約等希望するプレジャーボート所有者との調整をすることができ、今までも指定管理者として、実績のある仁科漁港内に事務所を有する伊豆漁業協同組合仁科支所に令和5年4月1日から令和10年3月31日までの今後5年間も引き続きお願いしたいと考えているものです。添付書類につきましては、先ほどの漁港と同様に契約書の案、業務仕様書、リスク分担表、個人情報取扱特記事項、平面図となっております。以上です。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 漁港は同じふうリスク分担書となっておりますけども、プレジャーボートもマリーナのヨットが少なくなっているということなんですけど、プレジャーボートの利用これらも田子・仁科少なくなっている、こういうふうと考えてよろしいんですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 田子漁港については、クルーザーみたいなものが夏期に結構来るといったことだったんですが、新型コロナの期間中は大幅に減ったという報告を受けております。そして仁科漁港については、ジェットスキーがですね近年、非常に多いということで、コロナ期間中であっても逆に増えていくという状況でございました。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。議案第41号 甲種漁港施設（仁科漁港）の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第4、議案第42号 西伊豆町仁科地区農林水産物等直売所（はんばた市場）の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第42号は、西伊豆町仁科地区農林水産物等販売所（はんばた市場）の指定管理者の指定についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 本案件は令和4年8月9日開催の議会全員協議会において報告しましたように、指定管理期間の更新に伴い同候補の再選定をお願いするもので、指定管理者評価委員会の評価結果を踏まえて、令和4年10月26日開催の指定管理者選定委員会に

において、西伊豆町仁科地区農林水産物等直売所の指定管理候補者として前回に引き続き、西伊豆産地直売企業組合が選定されましたので、同候補者を指定管理者に指定してよろしいか、議会の議決をお願いするものでございます。選定委員会においては申請者に説明を求め、質疑を経て、7評価項目20視点、合計得点120点に基づき各委員の合計点を合算し、選定委員数8名で除した平均点により、合計得点120点の70%、84点になりますが、基準として指定管理者の候補を選定しました。なお、指定管理期間については令和5年4月1日から令和7年3月31日までの今後2年間を引き続きお願いしたいと考えているものです。指定管理期間を2年間とした理由ですが、指定管理者制度運用指針の改定を10月に行っており、指定期間は再指定の期間も含めて原則5年としたことによるものです。前回3年の期間で行っているため残りが2年となりました。次回につきましては改めて募集をすることになります。以上です。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、堤豊君。

○4番（堤 豊君） 8ページお願いします。8ページの5番（3）町から施設運営管理委託料、この項目でございしますが、施設運営管理委託料については原則支払わないものとする。ただし、社会的情勢等を勘案し町長は支払いを必要とすると判断した場合はその限りではない。ということでございしますが、今この3年間コロナ騒ぎが続いていますからそれが社会的情勢かどうかわかりませんが、どういうことを社会的情勢の勘案するとあるんですが、どういうことを想定しているのか。お願いします。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい、のちほど11施設のほうでも出てまいりますけれども、そちらは金額をお支払いということでございます。それについては当然電気料なども含まれるわけでございますけれども、今まで、はんばた市場を運営する際には0円で大丈夫だということでお願いをしてまいりましたけれども、今後また電気料がこれ以上値上がりをしますと当然経営の中では、それが重荷になってくるというようなことも当然ございます。ですからそういった社会情勢によって、本来見込まれていなかったものについては、お支払いする可能性があるというふうな意味でここに書かせていただいているということでございます。

○議長（山田厚司君） 堤豊君。

○4番（堤 豊君） わかりました。もう1点だけお願いします。9ページ8番の（2）勤務時間、業務に支障を生じない勤務時間を設定するというのですが、現在はんばた市場は3時で終了ということですが、その3時ということを決めたというのは営業時間のあれにもよるんですけど、それを4時までとか、5時までとかそういうことをしないで、あくまでも3時まででお店を終わらせるということでこれからもやるのでしょうか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） お客様の入る時間帯っていうのがある程度決まっていると思います。この3年間のですね、営業の実績を見て3時以降の入り込みがすごく少ないという状況もございまして、現在の様な営業体系になっているというところがございまして、状況の変化があればそこら辺は臨機応変に対応するというところになるかと思えます。特にこの時間で営業しなさいということを町が指示しているわけではございません。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

堤豊君。

○4番（堤 豊君） 時間のことですからいいんですけど、それは、それを決めるのは町でなく代表理事である組合長が決めることですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 組合長単独で決めるのかどうかちょっとわかりませんが、企業組合の中で相談して決めていただければと思います。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 15ページなんですけれども、リスクの種類「不可抗力」のところ（注2）を見ると、（注2）の3番目に「町は指定管理者に対する休業補償は行わない」となっているんですけども、もし町がまた何らかで町の中の事業者に対して休業補償を行いますよ、休んでくださいってやったときに、はんばたはこの仕様書に基づいて休業補償を受けられないということでしょうか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） これまでそのコロナの関係で飲食店等は、国の政策で国がお金を支払って休業補償というのをやってきたと思います。もしそれと同じようなことをですね、町がやるかどうかという話だとは思いますが、基本的に、何と言うんですかね、町が営業をやめてくれということの理由による休業補償があった場合は補償せざるを得ない

というふうには考えますけども、ここで言う休業補償、まあ何て言いますかね、社会情勢によって自己の判断により休業した部分の補償という意味合いになろうかと思うんですけどね。そこの補償は特別なものは行いませんよという解釈でになろうかと思えます。

○議長（山田厚司君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 続いて、17ページの16番「管理運営経費」（2）、後ろの方、「損失が生じた場合は、指定管理者の負担とすることが前提で、それ以上の損失については別途協議のうえ」となっているんですけども、それ以上とはどの、それは何を指していますか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 指定管理者の収益損益については、基本的に指定管理者の負担となりますということが前提で、それ以上っていうのは、要するに不測の事態があった場合の損失という意味合いになります。ここの表現がちょっとわかりにくいということであればですね、協定の際にちょっと文言のほうを修正させていただきたいと思えます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

はい、他に質疑ありますか。

浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 15ページになります。先ほど松田議員が質問した不可抗力のことなんですけども、ここの文面の中にですね「新型インフルエンザ等感染症、感染症発生による業務の変更、中止、延期」とありますけど、これ具体的にどういった内容のことを言ってるんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 過去にも新型コロナの関係で営業出来なくなった期間がございますけども、そういった事象を指します。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） そういった事象に対して町とその管理者で、どのようにするっていうことなんですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之） 16ページの（注2）というところに、「自然災害と不可抗力の場合の対応」ということが書いております。書かれている①～③のことを取決めとして行っていきますということです。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） リスク管理ですので、例えば休業とかしなさいよってのは町がその提言とかするっていうことの中で、注意事項の17ページのほうは復旧について、今度は指定管理者が考えるということなんですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） ここで、15ページ16ページで言ってるのはリスクがあった場合の対応、費用負担とかをどうするかということの取決めですよ。16ページの（注2）で言いますと例えば①「建物・設備が復旧困難な被害を受けた場合は、業務の全部の停止を命じる」これは、両方にかかっている部分ですので、それぞれが判断で停止をするということになるかと思えます。②については「復旧可能な場合、その復旧に要する経費は指定管理者が負担してください」と、あ、ごめんなさい、「指定管理者と協議する」ということになります。どちらが負担するかを協議するという意味ですかね。③は、松田議員のご質問の通りになります。

○議長（山田厚司君） 取りあえず3回いきましたので後にして下さい。

高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 仁科漁港のところで聞けばよかったかもわかりませんが、はんばた市場のテリトリーですね、この範囲、それから仁科漁港にさっき指定管理した部分例えば物揚場だとかですね、この辺の区分ってのが僕、明確にはわかんないんですが、何を言いたいかって言うと、仁科漁港はんばた市場観光施設での面を担ってると思うんですけども、この周辺に物すごくやっぱり雑草が生えているわけ。特に津波避難タワーの前あたりの防潮堤の内側、海側ですね、これ相当ひどいですよね。こういう管理ってのはどこの管理ですか、この指定管理の中でいけば、あるいは指定管理者以外、町の管理なんですか。その辺ちょっと教えてください。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） まず、漁港施設の管理は、今この図面に示してあるその赤い部分が対象になります。従って、はんばた市場がある部分については対象とはなりません。考えております。漁港内の清掃活動っていうのは、これまで漁業者が自分たちが活動する範囲においてですね、清掃等を行っていただいていたという経緯があって、町の方がそこを除草するというふうなことはこれまで行ってきておりませんでした。ただ漁業者が減ってきていて草ぼうぼうになっているというところは確かでございます、場合によっては町の作業員等がですね、草刈りをやるというケースもございます。それはちょっと現在のところ

はケースバイケースといたしますか、そういった要望があった場合にその都度対応しているという状況でございます。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 説明はよくわかりました。ただ、これとは関係ないんですけども、やっぱりあれちょっと見るに見かねない状況になってます。ということであればね、町はやっぱり早急に対応していただきたいと。これは、この議案には直接関係ないんですけどもお願いしたいと思います。

○議長（山田厚司君） はい、他に。

堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 1番議員さんの答弁で、17ページの「それ以上の損失については別途協議のうえ決定する」課長、わかりづらいんだったら何か表現変えるみたいな発言なんですけど、議会で議決を得るものに関してね、この場に来てそんなあやふやな回答は、ちょっと私としては、受けられないんですよ。どういうふう to それじゃこの（2）を松田議員の発言の趣旨を得てどういうふうに変えたいと思ってるんですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 通常の営業による収益損益以外の部分というところをそれ以上という表現で表記してございますけども、それ以上っていうのはどの程度なのかっていうのがわかりづらいっていうふうなご指摘だったかと思います。ここを変えるとするならばですね、通常の営業による収益損益以外の部分は、指定管理者の負担とすることが前提ですが、不測の事態で損失が生じた場合は別途協議すると、そういうような表現ではいかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） ちょっと暫時、暫時休憩させてください

休憩 午前10時 8分

再開 午前10時16分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 先ほど17ページの16の（2）の「それ以上の損失」という部分についてですね、よりわかりやすい表現に修正をさせていただきたいというお話をさ

せていただきましたが、こちらについては訂正をさせていただきます申し訳ございません。
この表現の意味合いとしては先ほど申し上げましたとおり、想定されるような事態を超えるような損失が生じた場合は、別途協議するというこの意味合いで捉えていただければと思います。なのでちょっとこの業務仕様書についてはですね、この通りですね、やらせていただきたいと思います。この3年間、これ特に内容いじっているわけではございませんので、引き続きこの仕様書に基づきやらせていただければと思います。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤和夫君） はい。それではですね、それ以上というのは想定を超えるものと、そういうことで解釈してこの議会に上程されたものを審議したいと思います。それで15ページに戻りますけども、これに関して今まではリスク分担表ということでちゃんと上にリスク分担表書いてあったんですが、今回はリスク分担表という言葉が上には書いてないんですけども、○印がリスク負担したっていうことですから、これをリスク分担表と見ていいんだと思いますが、見てみるとですねその、協議事項、協議事項（注1）のとおり、（注2）のとおりってなってますけども、それでその下にまた協議事項、協議事項となっておりますが、この協議事項という文言があるのは、リスク負担、○印が両方、町と指定管理者両方につくというふうに協議において、町になるのか、指定管理者になるのか、町と指定管理者両方になるのかということ、そういうことですので○印が両方につくというふうに考えてよろしいんですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） はい、そのとおりになります。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 生簀のあれが詰まったということは、生簀の排水そのあれ、取水とか排水のあれが、悪かったのか。それとも、使い方が生簀の使い方が悪くて詰まったのかと。この辺は、リスク分担表ではどこに相当するんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 今回議案で通していただいた金額については生簀までに来る配管でございますので、当然、配管は水が通りますけどもその指定管理者が何をするというものではなく、あくまでもそこに付随するここで言うところの施設そして設備の部類に入りますので、この瑕疵があったということで故障しているのであれば町が負担をすべきだろうということで予算を上程させていただいたというものになります。

○議長（山田厚司君） 他に質疑ありますか。

松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） はんばた市場については、1,000万の補償とか補填をしたときに、赤字になるように黒字にならないように分けて、昨年度、今年度っていうようにやりましようみたいなやったんだけど、もちよつと黒になっちゃったよなんて話になったときに、経理を商工会に任せているから、そういうことになっちゃった責任はやっぱ商工会にあるよっていう話を町長されたと思うんですけども、ここのやっぱりその、どういうタイミングで幾らの補填を受けるかっていうのは経営判断になると思うので、やはりその指定管理者の責任において判断すべきものであったと思うので、もしそこで経理を頼んだところがよろしくなかったという話になると、ここは経営する能力がないんじゃないかなということにもなるかと思うんですけどいかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はんばたの運営している組合さんがそれができるのであれば、わざわざ商工会さんに経理をお願いする必要はないというふうに思います。出来ないので外注として商工会さんをお願いをしてるわけですから、逆にお願いされる側がそういう経営アドバイスをしないほうがおかしいんじゃないかというふうに私たちは思います。ただこれはあくまでも組合さん側がそちらを選定していて、町のほうが商工会さんを使ってくださいというお願いをしたわけではございませんので、その辺は組合と商工会の中でやりとりをしていただければありがたいというふうに思います。その割り振りにつきまして、私たちは1,000万出します。その使い方についてはそちらでということですから、そちらの判断がどうなったかということについては、1番いい方法を取っていただくのが1番いいんでしょうけども、そうならなかったというのが結果ではないかというふうに思います。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

他に質疑ありますか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 4ページお願いします。備品管理のところの3番目のところですけど、「備品等が経年劣化により管理運營業務の実施の用に供することができなくなった場合は、甲は、乙との協議により、必要に応じ施設運営管理委託料により当該備品を購入または調達できるものとする。」ここに備品、この場合の備品購入についてですね、施設運営管理委託料によるって書いてあるんですよ。施設管理委託料ってのはこのまた何ページか後

に、原則払わない、非常、赤字になった場合しか払わないということになってるんですね。原則払われない、なんか、文言ここに入れるってのはどうなのかなあと思うんだけど。仮にじゃあこの備品がね、壊れて指定管理では委託料が入らなかったらどうするわけですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 基本的には0円という契約、払わないというか0円という契約と考えていただければと思います。それというのは黒字が出るというふうに見込んでおりますので、その中で払っていただければというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい、11施設については大きな金額が載っております。この後出てくる黄金崎こがねすとも金額があります。これは払わないのではなくて0円契約です。仮に1円だとしても指定管理料と見なされると、それと同じでございまして、ゼロというのは出さなくても運営ができるわけですから、その運営出来てる中のものやっていただきたいということが書かれているというご理解をしてください。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） そんなことは全然書いてないですよ。8ページにね、5番に「指定管理の業務に対する経費」ということで明確に指定管理料は払わないって、もう明記してあるじゃないですか。だから原則は払わない。存在しないものそれを当てにして、こういう文言を入れるってことはおかしいんじゃないか。それとね、9ページの2番ね、(2)このところ2行目に「EC販売や都市部飲食店への卸を行うことで」という、EC販売っていう、私わからないんだけどねこれ公文書ですよ。公文書であればですよ、この正式名を書くかこの後に注釈をつけるか、それなりに説明をするべきだと思うんですけどどうですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） EC販売っていうのは、エレクトリック・コマースですよ。一般的でないかもしれないですけども、インターネット等を通じて販売をするという、そういったものの通称名になります。これがわかりにくいってことであれば次回のですね、というふうにはちょっと修正をさせていただきたいと思います。

○議長（山田厚司君） 手を挙げて、質疑があれば手を挙げてお願いします。

よろしいですか。はい、

他に質疑ありますか。

3番議員、先ほど手を挙げてましたけどよろしいですか。

はい、それでは、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 9ページのところの管理運営体制の整備のところなのですが、あそこに行くのと割と産業建設課の職員の方が働いていることが多いのですが、産業建設課が関与するようなこととかそんなようなことは、この管理運営体制のところには入らないんでしょうか。それとその彼のあそこで従事してる時のお給料というのはどこから出ているんでしょうか。そこをちょっと伺いたいと思います。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい管理運営体制の中には入っておりません。彼は農林水産係に所属をしております、漁業であったり、または魚を捌くということの指導に今行っているということで、お給料については役場のほうでお支払いをしているという状況でございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） すいません、あの先ほどのところの、すいませんもう一度15ページなんですけども、中身についてはわかりましたけども、これがですね、他の方の指定管理と関連するんですけども、他のところの指定管理については不可抗力っていう記載がないんですよ。やっぱりコロナですとか自然災害ってのは、他の指定管理施設でも共有の部分だと思いますので、そういったことがやっぱり、同じようなやっぱりリスク管理表ですので、記載する必要があるのかなっていうのが1点あります。反対にですね、先ほど町長の答弁の中に社会情勢の中で、電気料等がありますよっていうことなんですけども、これについては他のリスク管理表を見ますとですね、経済変動ということで、変動が著しい場合はとかってあるんですけども、はんばた市場についてはそういった項目がないんですけども、この辺もだから同じようなですね、書式にしていく、共通の事項については、書式を統一していくべきかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい、今回の議案につきましてはこの仕様書に基づいて選定をさせていただきましたが、中身わかりにくい部分等があるというご意見も当然ございますので、そういったものにつきましては次の指定管理をお願いする。この議案でいきますと令和7年3月31日までということですから、6年度中にまたそういった選定委員会などが開かれようかというふうに思いますので、そのときに、ほかの指定管理などについても、同じような書式

が使えるのであれば、そういったものは見直しをさせていただければというふうに思っております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 本議案につきましては、町長の説明ですとなかなかこのはんばた市場、経営能力等厳しいかとは思いますが、他に受けるところもないでしょうし、万が一受けるところがなくて、町が直営ともなりますとまた負担が大きくなりますので、このまま指定を続けるほうがよろしいかと思ひ賛成いたします。

○議長（山田厚司君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第42号 西伊豆町仁科地区農林水産物等直売所（はんばた市場）の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

○議長（山田厚司君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時40分

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

○議長（山田厚司君） 日程第5、議案第43号 西伊豆町黄金崎公園休憩施設「こがねすと」の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案については、地方自治法第117条の規定により仲田慶枝君の退場を求めます。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第43号は、西伊豆町黄金崎公園休憩施設「こがねすと」の指定管理者の指定についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 議案第43号は、西伊豆町黄金崎公園休憩施設「こがねすと」の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

議案の1枚目をご覧ください。西伊豆町黄金崎公園休憩施設「こがねすと」につきましては、伊豆半島ジオパークの西伊豆ビジターセンターの役割を担っておりまして、前回に引き続き、伊豆半島ジオガイド協会を指定管理者として指定したいと思っております。指定管理者として指定する期間につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となります。

1枚おめくりください。こちら1ページから18ページまでが、西伊豆町黄金崎公園休憩施設「こがねすと」の管理運営に関する基本協定書の案となります。

19ページをお開きください。こちらは、黄金崎公園休憩施設「こがねすと」指定管理に係る指定管理料です。2年間総額660万円。令和5年度、令和6年度は、それぞれ330万円で、1年間の指定管理料は前回と変更はございません。2ページに、すいません戻ってください。下のほうにありますけれども、第10条指定管理料の変更をご覧ください。この第10条は「甲又は乙は、指定管理期間中に賃金、物価水準、燃料費、電気料等の大幅な変動その他や

むを得ない事由があると認めるときは、相手方に対して、指定管理者の指定管理料の変更を申出ることができるものとする。」などが規定されておりますが、電気料等の大幅な変動等があった場合など、この規定により指定管理料を変更する場合がございます。20ページをご覧ください。20ページから38ページまでは業務仕様書となっております。簡単ですが、以上で説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（山田厚司君） 4番、堤豊君。

○4番（堤 豊君） 2ページをお願いします。2ページの今、指定管理料の変更という、第14にあるんですが、その説明があったその日、読まなかった。「最低賃金法に基づき、厚生労働省都道府県別最低賃金により、雇用契約者の賃金に変更された場合に変更するものとする。」そのあと2、3で、前項の協議によりもし変更とかそういうのがあるときは、協議により決定するというふうな説明があったわけですけど、今、この最低賃金というのは、皆さんもう10月に変更になったのはご存じだと思うんです。944円が最低賃金です。この雇用を当然してるんですが、そういう変更があったときにはってことなんですけど今回、アルバイトなのかその従業員の私、詳細は知りませんが、金額の雇用調整表というのは、私もそういうのにちよっところ時々、勉強してますもんであれですけど、その辺は、雇用調整法のそういうものを見ながら賃金を決めてるということ、町が指導してるということでもいいんでしょうか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） はい、最低賃金法によりまして賃金が変わった場合にはですね、町と指定管理者と協議をいたしまして指定管理料の変更をするかどうか、するとすれば幾らぐらいになるのかというようなものをですね、協議することになっております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

堤豊君。

○4番（堤 豊君） すいませんね、330万円が1年に1回ずつ払うってことですがその従業員さんに対する、あれは、最低賃金のもう対象のあれじゃなくもっと上のほうの指針を支払っているということによろしいでしょうか。私は、アルバイトとかそういう人たちがやってくるのかなと思ったもんでその辺を教えていただきたいと思って聞いたんですが。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 例えば令和3年度の人件費につきましては約300万円というところで報告をいただいておりますけれども、1人当たりの賃金についてはですねちょっと指定管理のほうにお任せというか、してありますので、こちらではそこまでは把握はしておりません。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

他に質疑ありますか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） リスク分担表の17ページお願いします。事業運営で広報・営業活動の時にですね、利用促進のため各種広報、営業活動ということで、これ、△が新しく出てくるんですけども、なぜ△かということは横に書いてある「町は既存媒体等の可能な範囲で実施」するから△なんですか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 基本的な考え方は議員のおっしゃるとおりでございます。指定管理者のほうに○が付いているということは指定管理者が主に主体となって行うわけですが、町のほうも、例えば町のホームページだったりとか町が発行しているパンフレットであったりとか、そういうもので広報も一緒に合わせて可能な範囲で行っていくということで、△をここに記載してさせていただいているものでございます。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 私の感覚ですとですね、これは町のほうにも○付けといたほうがいいんじゃないかなと思うんですけどね。というのは、たくさんの今いろいろな活動を町やりますよね。パンフレットにも、そういう需要が非常に多く利用されていますし、これは町も力を入れてくことなので、この辺は両方○でいいと思うんですけど、ちょっと△にしたっていうのは町は消極的なのかなと感じたんですけど、その辺はどうですか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） はい、町に関しましても指定管理者と一緒にですね、PRのほうは行っていきますけれども、ジオガイド協会のほうの例えば専門的などというか、事業ガイドのイベントであったりとか、そういう観点ですとですね、町ではそこまで細かく広報が出来ない部分までをしっかりと担ってもらってやっていただくということでちょっとそこは若干、少し変えているということで○と△にしております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

他に質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第43号 西伊豆町黄金崎公園休憩施設「こがねすと」の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

仲田慶枝君の入場を許します。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第6、議案第44号 西伊豆町有11施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第44号は、西伊豆町有11施設の指定管理者の指定についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 議案第44号は、西伊豆町有11施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

議案の1ページをご覧ください。

指定管理者に管理を行わせる施設の名称は、町営宿泊施設「やまびこ荘」、西天城高原「牧場の家」、公衆浴場「せせらぎの湯」、公衆浴場「なぎさの湯」、公衆浴場「しおさいの湯」、沢田公園露天風呂、安城岬ふれあい公園、黄金崎ダイビング休憩施設、黄金崎公園根合駐車場、黄金崎クリスタルパーク及び町営宇久須キャンプ場の11施設で、所在地につきましては、それぞれに記載のとおりでございます。指定管理者に指定する団体の名称は、ビル保全グループ、代表、東海ビル保全株式会社代表取締役石井宏司住所は、静岡県沼津市高島町10番5号、前回と変わっておりません。指定管理者として指定する期間でございますが、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となります。

1枚おめくりください。1ページをご覧ください。こちらの1ページから19ページまでが、西伊豆町有11施設の管理運営に関する基本協定書の案となります。20ページをお開きください。こちらは、西伊豆町有11施設指定管理に係る指定管理料です。

2年間総額で、9,011万円。内訳は、令和5年度が4,553万円、令和6年度が4,458万円となっています。次に21ページですが、先ほど議案第43号でも説明したとおり、この基本協定案においても、第11条により指定管理料の変更を申し出ることができるという規定を設けております。この表は、第11条の規定に基づき、原油価格高騰による電気料金等の値上げが続いている中で、表の基準単価及び基準使用料をもとに、指定管理料の増額などを行うための基準表となっております。基準単価につきましては令和4年10月現在、基準使用料は、指定管理期間内の1年間の使用見込みを記載してございます。1枚おめくりください。22ページから230ページまでは、11施設それぞれの業務仕様書となっております。以上、簡単ですが説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 2点ほど伺います。まずですね、同じように電気料金あるいはガス料金ですね、こういうのが上がってます。令和4年度の処理、これはどういうふうにするつも

りですか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 令和4年度につきましては、電気料の高騰も相当ありますので、これから指定管理者と協議をするということで今、その調整を行っているところでございます。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 令和4年度はこれから協議、そして20ページ、この指定管理料額を載っかってますけども、この中でここにですね、なぜこの例えば、今現在は4,095万だったと思いますけども、この3年間の4,095万というベースをですね、なぜ変えたかという理由がそこに書いてあります。ただですね、この書き方が光熱費の高騰を考慮し、令和5年度ですね、6年度については光熱費の価格も安定しというふうに記載されてますけども、予測出来ない、我々が予測出来ない令和5年、令和6年の高騰分を現時点のものをもとにして、この指定管理料に上乘せしてる理由は何ですか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 以前の議会全員協議会におきまして、こちらの表をお配りしているかと思えます。この表の中に令和2年の実績、令和3年実績、令和5年・令和6年の見込みというふうに書いてございまして、そのときに説明をさせていただいたんですが、本来であれば令和4年度の実績見込みがあればそこを基準にさせていただくわけですが、そのときに見込めないというところから、令和3年度の実績をもとに今後の令和5年度、令和6年度の見込みを算出したものでございます。ここにピンクで塗ってあるところが主に変更になっているところでございます。例えば水道光熱費であれば、令和3年度、2,929万7,822円というのが実績値でございますけれども、ここから指定管理者と協議をいたしまして、2か年同額でございますが、3,677万8,000円が見込額として上がってくるだろうということで試算をしております。その合計額が下のほうに書いてございますけれども、下のほうというか青のところは歳入の合計と歳出の合計ということでなっておりますけども、その差引き額がこの指定管理料ということで算出したものでございます。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今の説明の中でね、全協の説明もそうだったんですけども、これ水道光熱費になってますよね。だから非常にわかりにくいんです。水道と光熱費、これ別なんですよね。水道ってのは例えば風呂の4施設があるんで、それから電気ってのはほかに聞く

んですけども、電気を相当使う例えばクリパだとかこういうのがあるんです。ですから本来、我々に説明するにはですね、水道の部分と光熱費の部分、そして今回指定管理になっているのは光熱費の部分なってるわけですよ。水道は関係ないんですよ。それを水道光熱費一緒くたで説明してる。だからわからないんですよ。そして、全協の説明の時には電気は令和3年より20%増を見込む、その金額が400何万なにがしですか。その辺が全く意味がわからないのでもう一度説明をお願いします。少なくともこの水道と光熱費を分けた金額を教えてください。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） その金額を分けたのをですね、資料が手元にありますのでそちらのほうを分けさせてもらうということでもよろしいでしょうか。資料が手元にございますのでちょっとそちらのほうは、最初に配付させてもらって説明のほうさせてもらいたいと思いますがよろしいですか。

○議長（山田厚司君） 暫時、暫時休憩します。

休憩 午前11時 2分

再開 午前11時 3分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 全協の時にこちらの方の数字をお示しすれば良かったんですが、大変申し訳ございませんでした。この表の見方なんですけれども、令和2年度から令和5年、6年度の見込みまでということで、全協の時には説明は掲載しておりませんが、令和4年度の見込みが新たに加えております。それから1番上が指定管理料、それからその下が水道光熱費、こちらはA3の方の水道光熱費の金額と同額でございます。その内訳がその下からになりますけれども、水道料、温泉料、それから電気料ということで、電気料については青く色塗りをした部分が電気料となっております。以上です。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） いや、この問題を解決するまで指名してくださいよ。今配られた資料これで行くとね、電気料を令和3年度を基にして、全協の時の説明は約20%増を見込むという話でした。これ1,300万じゃないですか。20%ですと幾らになります。260万ぐらいでし

よ。それが何で400何十万なんですか。わかりにくいですか。今もらった資料で電気料、つまり光熱費のうち熱ってのはどこを示してるかってのはちょっとわかんないんですけども、この水道料なりなんなり、この水道料、温泉料は関係ないわけでしょ。高騰、そうしてるわけじゃないんで。この電気料の1,300万がベースになるわけでしょ。この令和5年度については光熱費の高騰って書いてありますけども、実際には電気料の高騰なんですよね。そうすると1,300万、令和3年ベース、これを20%増を見込んで令和4年、令和5年を決めますよという説明を全協の時してるわけですよ。そうすると20%ですと260万ほどですよ。それが何で今回、400何十万ですか、令和5年度増えてます。その理由は何ですかって聞いてるわけです。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 議員おっしゃるように水道光熱費の中の水道とか温泉に関しましては、今回の対象にはなってございませんので、あくまでも電気料のところを試算するというものでございます。それで全協の時に確か20%というお話をさせてもらったかもしれませんが、その時のですねちょっと内訳と今回お示した内訳をですね、令和5年、6年度もう一度ちょっと精査させてもらった金額が今、最新としてこちらの方に記載してございますので、全協の時にちょっと説明が誤っていたということがあるかと思えます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（山田厚司君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時 8分

再開 午前11時13分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） すいません、20%のお話でございますけれども、こちらの水道光熱費、令和3年度が29,297,822円、それから令和5年、6年度が36,778,000円ということで、こちらの上限率が20%アップということで。電気料の令和3年度13,224,563円から、令和5年、令和6年度の19,882,781円ということで、上限率が45%ほど上がっております。それで21ページのこの表に適用させるのはあくまでも電気料ということで対応していく。ということで訂正のほうをさせていただきたいと思えます。

○議長（山田厚司君） 他に質疑ありますか。

増山勇君。

○10番（増山 勇君） 130ページですね、安城公園ふれあい公園の足湯は今現況どうなってるのか、今後どうするのかっていうのをお聞かせください。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 足湯まで行く配管が壊れたりなどをしておりまして、改修にはかなり多額な費用がかかるということで、過去1日平均どのぐらいの方がご利用なのかということについて、シルバーさんが草刈りなどをしていただいている時に色々カウントをしていただいたわけでございますけれども、あまりご利用になってる方がいらっしゃらないという現状がございますので、費用対効果を考えると足湯を改修してですね、費用をかけることというのが、余りメリットが見られないのではなかろうかというようなご意見もございますので、改修については二の足を踏んでいるという状況でございます。ただ物がございますので、足湯をしないのであれば、あれを解体するのかというようなことにも当然なろうかと思いますが、今現在のところでは結論が出ておりません。課の中で再度検討した中で、最終的には全員協議会で皆様にお諮りをして方向は決定していきたいというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。いいですか。はい。

他に、1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 事前に答え、だと思っんですけれども、温浴施設は正誤表見て言ってるんですけども、ボイラーで政令の定めるボイラーはなかったということでよろしいでしょうか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） はい、そのとおりでお願いしたいと。

○議長（山田厚司君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） はい。食品衛生管理者を選任すべき施設もなかったということでよろしいでしょうか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） はいそのとおりです。

○議長（山田厚司君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 最後がこの事務所兼倉庫も今回指定管理の範囲にはなかったということで、ちょっとこの仕様書、議案と出してくるにしては随分と穴があるな、漏れが多いなっ

ていうのがあるんですけども、もうちょっと出す前にきちんと確認していただきたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 大変申し訳ございませんでした。次回また指定管理がございましたので、その時にはしっかりとしたものを出させていただきたいと思います。

○議長（山田厚司君） 他に質疑ありますか。

浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 32ページですね、これ、やまびこ荘のところなんですけども、4番の業務実施体制っていうところで、アのところになります。「宿泊者がいる場合は夜間にも1名職員を配置」とありますけども、僕いつもこれ心配してるのは万が一ですね、火災等があった場合に、1人で誘導ですとか通報ですとか、そういった管理ができるのかなっていう非常に心配な部分があるんですけども、当局のほうはどのような考えでしょうか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 1名ということでそのような事態に備えまして、連絡網であつたりとか地域住民というかそういう人たち、消防団等の連絡体制等も確立しながら避難訓練等を行ってですね、それに対応しているということになると思います。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

他に質疑は。

8番、西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） 増山さんと同じ130ページですけども、安城公園ですけども、海岸に行くところの階段が半年以上、もう破損したままの状態ですけどもどうするのでしょうか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） そちらにつきましては、現地のほうを確認しましてですね、修理のほうは行えるかちょっと、かなり大がかりな工事になってしまうと思いますのでその辺りをちょっと今検討している段階でございます。なかなか工事をやるにあたってはですね、いろいろな手続き等も必要になりますので、その辺を踏まえて検討している段階でございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 先ほどから20だの40だのってこう言ってますけどもね、例えばこういう電気料金のアップそれから燃料費のアップ、これは、2ページにですね、指定管理料の変更というところに「甲又は乙は、指定期間中に賃金、物価水準、燃料費、電気料等の大幅な変動」これがある時にはこれできるわけですよ変更が。ですから、例えばこれ電気料が上がるのはこの11施設だけでなく、「こがねすと」もしかり「はんばた市場」もしかりなんです。他の施設については、恐らく11条を使って何らかの調整をしよう。なのにこの11施設だけ事前にわかりもしない予想をですね、入れて45だの何%だと言って指定管理料に早々に載っけるっていうのは、どんな理由があるんですか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 先ほど説明いたしました「こがねすと」等につきましては、施設自体がそれほど大きなものではございませんので、仮に電気料が上がったとしてもですね、額としてはそれほど大きくはならない。11施設に比べればですね、大きくならないのかなと思っております。今回、11施設だけこうして基準表を設けた理由でございますけれども、まずこちらの表を使ってちょっと説明のほうをさせていただきたいと思いますが。現指定管理者がですね指定管理を始めた令和2年度の指定管理料につきましては、40,975,000円で、令和2年度当初の水道光熱費の実績額は、26,436,636円です。そのうちの電気料につきましては、12,686,917円となります。また今回、現指定管理者と令和5年、6年の指定管理料について協議をいたしました。その時点においては直近の令和4年度の実績見込みがないため、令和3年度の実績をもとに算出し、令和5年、6年度の水道光熱費を36,778,000円、電気料については19,882,781円と見込みました。その結果、指定管理をスタートした令和2年度と算出した令和5年、6年度の電気料の見込みの差額は、電気料比較1のとおり7,195,864円となっております。次に全協で配付した資料には、まだ見込みが立っておりませんでしたので記載が出来ませんでした。後日、改めて令和4年度の水道光熱費を実績見込みで算出したところ、電気料は③のとおり20,900,758円となりまして、電気料比較2のとおり、今回算出した令和5年、令和6年度の金額19,882,781円と比較し、1,017,977円増額となっております。電気料は令和5年度、令和6年度を見込んだ額よりも更に高くなっておりまして、最初にお話をしました令和2年度の電気料の12,686,917円と今お話ししました令和4年度の電気料の実績見込み③の20,900,758円との比較、こちらが最大の幅となりますけれども、電気料比較3のとおり、8,213,841円増額していることとなります。電気料がこのような状態の中で、仮に40,975,000円を指定管理料とした場合に、年度中に指定管理料を約

700万～800万円増額するということが見込まれます。このため町としては、現指定管理者との協議の中で全協の資料でお示ししたとおり、令和3年度の指定管理料の各科目を精査した額を今回の指定管理料としたほうが、指定管理者が円滑な管理運営を図ることが可能と判断をいたしまして、令和5年度、令和6年度の指定管理料を全体で90,110,000円とし、その算出根拠となった基準表をこの11施設だけ設けさせていただいたということでございます。ただ、今後、国際情勢等の安定または国の施策などによって、電気料が当然下がることも考えられます。その場合につきましては、協定第11条の規定により減額することも可能となっておりますので、仮にそのような状況となった場合にはその11条を適用し、必要な措置をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今の説明の中でね、電気料電気料って言ってますけども、電気料の中にはいわゆる1kw/h当たりの単価の部分、それから使用電力量つまり、何kw/h使ったのかですね。何kw/hを使ったかってのは、例えば客が余分に入ったとか営業時間がちょっと長かったとか、これで変わるんですよ。いわゆる電気料の高騰だとかには関係ないんですよ。今回、今あがってるのは燃料費調整制度。これが今年度の1月、2月まではマイナスレベルだった。これが今プラス5円とか7円とか更に上昇が見込まれる。そして町が経営している東京ガスさんも多分そうだと思うんですけども、既に大手の電力会社の中には、燃料費の購入ですね、その燃料調整制度に転嫁できる上限を撤廃してる電力会社もある。それを恐らくこれからも追従される。そうするとこんな金額では済まないんですよ。令和5年、6年は恐らく、あるいはウクライナが解決して6年は済むかもわからない。あるいは政府のさっき言ったように、支援があつてそういう変化もあるかもわからない。そんなわからないことを見込んで指定管理料に、400万だとか300万乗せる必要は全くなくて、結果として第11条でこれだけ上がったんだからと、今説明があつたようなことをその時に清算すれば僕はいんじゃないかと。曖昧な予想して、電気料400万上げます500万上げますなんて話じゃなくて、事実に基づいて単価が確かにこれだけ上がったよね。そうするとこれだけ指定管理料を上げなきゃいかんね。だけどそのうちの何割にしてよって、これはもうお互いの交渉ですよ。これは結果が出なければわからないじゃないですか。と思うんですけどもいかがですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 高橋さんのおっしゃってることは私もよくわかります。これも課の

中で議論をしてる時に私のほうから、電気料はそもそも町払いにしようかと。もうこの契約に入れたい。そうすれば電気料でいうところの5年、6年19,882,700何がしがあります。これを抜けばいいわけです。ただ今度これを抜くと問題が発生しまして、町が電気代を払ってくれるんだったら無駄に使っても関係ありませんよねという問題があると。だから、一応そこに、頭をちょっと抑えつけるわけではありませんけれども、余り無駄遣いをするようなことになればあなたたちの負担にもなりますよというところで、電力の使ってる使用料に関しては、確かに高橋さんおっしゃるように、お客さんがたくさん入った分については、その分利益としても入ってきますんでペイ出来ますけども、お客さんがいもしないのに電気をピカピカつけてですね、無駄なことをやられるわけにはいきませんので、どこかで基準を決めましょうということ、実績の令和3年からすると40何がしのパーセント上乘せにはなってますけども、この令和4年度中の動向を見て、このぐらいで基準を設ければよろしいだろうというところで、一応線を引かせていただいているということになります。ですので課長の答弁したように、これから政府やいろいろなもので価格が下がれば、当然、相手方と交渉して契約金額の4553万ではなくて、もしかしたら4300万しかお支払いしない可能性もございます。逆にもっとこれ以上高騰すれば、この金額が上乘せするというのもございますけれども、私たちは一応町のほうに予算を取らせていただいて、この契約をしなければ成り立ちませんので、今分かるというか予測できるであろう数値として予算をし、また来年度も使うお金は、一応これは確保出来ましたということで契約をさせていただきたいということで今回この金額で議案を上程をさせていただいたものでございます。ですので最終的には議員がおっしゃるように、増えれば差し上げればいいし、減ればうちが回収すればいいというのは、規約の中に結んでございますんで、そこで最終的には調整をさせていただければというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

他に質疑ありますか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 29ページお願いします。29ページですね、食堂施設運營業務のところの、その他のbのところの条項っていうか、公文なんですけど、この「利用者の要望に応じた特別な対応及び食事の特別料理に取り組む場合は、事前にまちづくり課と協議すること」って書いてあるんですよ。こういうことはもう指定管理者に、裁量に任せたらどうでしょうかね。なんでこういう条文が必要なのか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） こちらにつきましては、自主事業という事業の中で行っているものでございまして、自主事業につきましては申請当初にですね、町のほうに協議することという規定がございますので、それに合わせてこちら、まちづくり課のほうに協議をするというような文言を入れているものでございます。ただ実際のところはもう指定管理者のほうにお任せというか、現在その、季節二つに分けて季節料理を出している状況でございますけれども、指定管理者のほうで考案されこちらのほうをまちづくり課のほうで認めているというような状況でございます。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 31ページのところ、利用料金徴収のことですけど、昨日、利用料金条例改正があったわけですけど、もうこれ金額設定は決まってるんでしょうか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 利用料金のほうは決まっておってですね、昨日条例のほうで可決していただいたものについては、繁忙期の上限額となります。繁忙期以外の料金についても、2種類作ってございますけれども、後ほどそれを資料として皆さんのほうにお示ししたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 私もこれ賛否するのに判断材料として、繁忙期じゃない時に幾らなんだっていう材料にしたいと思うんだけど、すぐ出してもらえますか。

○議長（山田厚司君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時38分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 今お手元のほうにお配りさせていただきました料金表の中で、黄色い部分ですね、こちらのほうを指定管理者のほうが今回、このような形で変更したいので、料金上限額というか改定をお願いしたいというようなお話があったものでございます。上限額につきましては先ほど説明したとおり、こちらの繁忙期、繁忙期というのは

春夏冬休み及びゴールデンウィークの期間になりますけれども、そちらのほうの料金を上限額として変えさせていただきたい。それから、その他の期間につきましては、金曜・土曜・祝前日と平日・日曜日ということで料金のほうを変更、変動させたいというようなことがございまして、22年度にやまびこ荘の耐震化リニューアル工事を行った際に料金を上げましたけれども、その金額と今回のその他の期間、平日・日曜日に関しましては同じ金額ということで進めていきたい、というような提案でございました。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

他に質疑ありますか。

堤和夫君。

○9番(堤 和夫君) 今の資料なんですけどね。普通のところ、全部ですね平成23年4月1日から令和5年3月31日までは、1,800円から3,200円で、黄色いところを見ても平日と日曜日は一緒なんですよねこれ。それで金土日の祝日の前日がちょっと高いと。繁忙期と。そうするとこの繁忙期というのは、何月から何日までっていうふうなことは決まってないんですか。下にね、繁忙期：春・夏・冬休み及びゴールデンウィークの期間。その他の期間：繁忙期以外。これが非常にねえ、ややこしい、春・夏・冬休み。ゴールデンウィークはわかっているからあれですけど、春休み・夏休み・冬休みなんてこう、決まってないですよね。これ繁忙期っていうのを何ていうか、ちゃんとした、こっからここまでっていうようなことで、指定出来ないんですか。なんか繁忙期っていうような曖昧な言葉じゃなくて。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 最近、夏休みも学校によって夏休み期間が変わったりですね、春休み・冬休みについても日にちが変わったりというようなことで、日にちは曜日によっても変わってまいりますので期間を明記することが出来ません。ですのであくまでも春・夏・冬休みということで、多分これは学校の休みが基準になってくるかなというふうに思います。昔は夏休みといえど8月31日までが夏休みという私たちは感覚でしたけども、今はもう8月の26日ぐらいから学校が始まったりというようなこともございますので、そういったもう夏休み期間が終わった平日については、ちょっと料金を下げた3,870円であったり3,200円に対応していったりというようなことで、うまく動かしやすいというかですね、もともとがこの施設は、安く利用して子供たちやいろいろな方にご利用いただきたいということでございますので、たくさん宿泊施設が繁忙するとき以外は格安で御利用していただければというのがありますので、こういう設定をさせていただいてるというふうに伺っております。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それでI C O Iプロジェクトで、ベルテックスやブルーレヴズがやまびこ荘を利用すると思うんですけど、この時の料金っていうのはどのように、やっぱりベルテックスなりその会社と交渉して決めるわけですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 令和4年につきましてはコロナの関係で選手を1人1部屋、いろいろな何ていうんですかね、オーダーがありまして、コロナにはかからせてはいけないということがございましたので、やまびこ荘にはお泊まりはいただいております。ただ今後合宿をしていただく時には、繁忙期に来られても困りますので違う時の設定ですね、できればこの平日・日曜日というところで使っていただければよろしいのかなというふうには思っております。

○議長（山田厚司君） 他に質疑ありますか。

増山勇君。

○10番（増山 勇君） これ全てのですね、言えるんですけども、1回あたり30万円未満の施設修繕っていうことでね、今までもやってきたと思うんですけども、引き続きやるみたいですけどね。以前の指定管理は私が見ててもね、30万円以下の、例えば、具体的に言うと扇風機1台にしろね、なかなか言っても入れてくれなかったという事例があるんでね。今、今度やろうという指定管理者については、この間、この30万円という金額の範囲内でやって、施設改修、ここに書いてある修繕等をやったというのは具体的に事例がありますか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） すいません。今すぐその事例がここですというのがお答えは出来ないんですけども、昨年度というか令和3年度はですね、収支でたしか300万ぐらい黒字が出たかと思えます。その時に、町のほうに何か貢献させてくださいということで、11施設全体の中のいわゆるなかなかこう手の届かないような細かい修繕をですね、その経費でやっていただいたという例もございますし、あと30万円以内の修繕につきましてもですね、それをやらないとお客が大変困るということの中で、現指定管理者に関しましては積極的にその辺もやっていただいているというふうに感じております。具体的な場所っていうとちょっと今出てこないんですけど、例えば温泉施設のシャワーのホースの交換だったりとか、そういうものに関してはやっていただいているというふうに感じております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

他に質疑ありますか。

芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 今もらった表ですけど、中学生以下とその他の利用者の割合ってのはどれくらいかわかります。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） すいません。今手元に資料がございませんので、後ほど報告をさせていただきたいと思います。

○議長（山田厚司君） それでよろしいですか。はい。

他に質疑ありますか。

増山勇君。

○10番（増山 勇君） とりわけ安城ふれあい公園についてですね、指定管理に出そうというわけですから、収入として何を自主事業として考えているのか、わか分かる範囲で教えてください。協議の中でですね。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 安城岬ふれあい公園につきましては特に今のところは収入としてはありません。ただ観光協会が今、夕映えの響きとかそこをですね、利用しております。それに関しましては、指定管理者のほうも協力をしながらですね、やっているというような状況でございます。

○議長（山田厚司君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） 具体的な事例が出ましたので、要するに夕映え響きはあそこで実施されましたけども、ああいう場合は、使用料として観光協会が安城公園使用料っていうので出しているのか。それとも全くそういうのは無しで、無料で貸出しているのかその点を教えてください。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 以前、夕映えの響きについては深田でもやっておりますけども、そちらのほうも多分取っておりません。今回も施設使用料に関しましては、減免という規定もございませんし取っていないと思います。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

他に質疑ありますか。

芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 71ページのところですけどね。浴槽ろ過装置保守点検管理、この（カ）のどこのレジオネラ菌等検査のところで、この検査を行うのに最低年2回って書いてあるわけですね。これは法定は何回なのか、実際は何かやってるのか。その辺は。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） すいません。ちょっとその辺が理解しておりませんが、最低2回というふうに記載してございますので多分法定も2回ではないのかなということと考えております。実際何回やってるかっていうことなんですけれども、ちょっとその辺も含めて後ほど報告をさせていただきたいと思います。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

他に質疑ありますか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 私は議案第44号について反対の立場で討論いたします。指定管理料のアップについて、当局の説明はもう非常に説明不足は否めない。質問しなければ理由を明確にしない。という体制に対して大変不満であります。今回の電気料金の増減について織り込んでありますけれども、こういった不確定要素を織り込むのではなく、不確定要素は指定管理料に織り込むものではなく、基本協定書第11条により判断すべきものであると思います。よって、指定管理料は令和2年から令和4年と同額の40,975,000円とすべきであると考
え、議案第44号に反対するものであります。

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 本件につきましては、町からの説明甚だ不備なところがいっぱいございまして、何かちょっと心配なところはございますが、指定にしますこのビル保全グループに関しましては、特に宿泊の部分につきまして大変努力してございまして集客もしておりますので、指定管理者としてビル保全グループを指定し、この期間、この施設を指定管理に出

すということについては賛成いたします。

○議長（山田厚司君） 次に原案に反対者の発言を許します。

増山勇君。

○10番（増山 勇君） 私はですね議案第44号、これ一括して、11施設、指定管理にすること自体に反対をします。それで何故かというとはですね、一つは安城ふれあい公園、そして公衆浴場のせせらぎの湯・なぎさの湯・しおさいの湯等はですね、これは指定管理にせずに町営に戻すべきだというふうに考えております。ですから一括、指定管理には反対をし、この議案そのものに反対をいたします。

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 私は議案第44号賛成の立場で討論いたします。この施設はですね、指定管理者選考委員会です、各合格点をいただいています。今、増山議員から、そのせせらぎの湯・なぎさの湯・しおさいの湯というようなのは戻せばいいという、町直営に戻せばいいって言ってますけども、いやここいらの温泉はですね、私がよく通るんですけど、結構バイクが止まっています、バイクのナンバーを見に行ったりしてみますと、町外ナンバーのバイク、ツーリングの方が結構寄ったりもしています。この三温泉はですね、福祉的な意味を持ってありますので、赤字は覚悟しなければならないとは思いますが、いろいろ11施設をね、統合した上でですね黒字を目指していただきたいと思ひまして、この議案第44号には賛成いたします。

○議長（山田厚司君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 私は昨日条例改正で理由は述べたわけですけど。もう一度言わせてもらおうと18%~25%って大変金額が、上限の引上げが大きい。それと昨日も申しましたように、赤字分ってことはもう見込んで、また電気料も上げているわけだから、それでなおかつ、これで利益を求めようっていう考えはちょっとどうなのかと。大人に対して1,200円も上げるとね、25%も上がるわけですよ。そしたらどうでしょうかね。利用者としたらちょっと懸念するような、考えるっていうか、そういう利用者が減少するっていうこと、減少するのではないかということね、懸念して他の施設に対しては異存はないですけど、この議案自体それを含んでいますので、私は反対します。

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第44号 西伊豆町有11施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手多数です。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

○議長（山田厚司君） 暫時休憩します。再開は午後1時とします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

議案審議を続けます。

日程第7、議案第45号、すみません。

議案審議の前に、先ほど午前中の件についての件があります。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 先ほど、議案第44号で芹澤議員のほうからご質問のあった件について、回答をさせていただきたいと思います。まず71ページのレジオネラ菌の検査の関係でございますが、法定点検が2回、それから実際やっているのも2回ということになります。それともう一つ、やまびこ荘の宿泊者の割合でございますけれども、高校生以上のその他が65%、中学生以下が残りの35%となります。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長(久保田寿之君) 議案39号の安良里漁港の指定管理の中で、安良里港の占用件数について高橋議員からご質問ございました件です。安良里漁港の申請件数、占用件数については26件でございました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(山田厚司君) よろしいでしょうか。

それでは、議案審議を続けます。

日程第7、議案第45号 サンセットコイン事業特別会計条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(星野浄晋君) 議案第45号は、西伊豆町サンセットコイン事業特別会計条例の制定についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(山田厚司君) まちづくり課長。

○まちづくり課長(長島 司君) それでは、議案第45号西伊豆町サンセットコイン特別会計の制定についてご説明いたします。

サンセットコインにつきましては令和2年度から運用を開始し、利用ポイントは令和2年度が222,090,000円、令和3年度が227,340,000円、そして今年度が10月31日現在で626,870,000円となっております。今年度につきましては、国の地方創生臨時交付金を活用し、10%還元キャンペーンを行っている関係もございますが、利用額は着実に伸びておりまして、高齢者でも使える電子地域通貨として、完全に地域に根づいたと感じているところでございます。この取り組みを今後も継続していきたいと思っておりますが、サンセットコイン事業の円滑な運営と経理の適正を図るために、令和5年度からは特別会計に変更し運用してまいりたいと考えております。

議案を1枚おめくりいただき1ページを御覧ください。西伊豆町サンセットコイン事業特別会計(設置)第1条、地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、サンセットコイン事業の円滑な運営と経理の適正を図るため特別会計を設置する。(歳入及び

歳出) 第2条、この会計においては、サンセットコインチャージ、基金繰入金、一般会計繰入金及び附属諸収入をもってその歳入とし、サンセットコイン事業費、基金積立金、その他の諸支出をもってその歳出とする。なお、附則に記載のとおりこの条例は、令和5年4月1日から施行するものいたします。簡単ですが説明を終わります。

○議長(山田厚司君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。よろしいですか。

9番堤和夫君。

○9番(堤和夫君) これは、サンセットコインとしてですね、事業としての特別会計をも設けるわけでありますから、これは第1常任委員会が会計課を所管事務調査してますんで、第1常任委員会の所管になると考えてよろしいでしょうか。

○議長(山田厚司君) 町長。

○町長(星野浄晋君) その辺につきましては当局のほうからどちらということではなく、議会の中でご判断をいただければと思います。所管はまちづくり課がサンセットコイン事業として商工係を行っておりますので、その点でいきますと第2常任委員会なのかなという気もいたしますし、お金のやりくりだけということを考えれば、会計課という判断もできるかと思っておりますので、そちらについては追って議会のほうでお決めいただければというふうに思います。

○議長(山田厚司君) 堤和夫君。

○9番(堤和夫君) これはそうしますとですね、令和2年2億、3年も2億、令和4年で6億ということは、どんどんどんどん大きくこう積み重なっていく、要するに金額が大きくなると考えてよろしいのでしょうか。

○議長(山田厚司君) 町長。

○町長(星野浄晋君) 金額につきましては、今6億というのがサンセットコインの10%還元キャンペーンをやっておりまして、月当たり800万ぐらいの金額の10%分が出ている。それを年間通しますと約1億円強ということになりますんで、チャージ分を入れますと10億を超える金額が今年度に関してはあろうかというふうに思います。ただ来年度どういった施策をするのかによって、来年度のこの会計が大分上下するとは思いますが、やはり町内の消費を活性化させるためには、それなりのものをやる必要があるのかなというふうに思いますんで、その規模によって、サンセットコインの特別会計の規模は変わってくるんではなか

ろうかというふうに思います。ただ何もせずにサンセットコインだけ使ってくださいということだとあまり伸びない可能性もあるかと思えます。

○議長（山田厚司君） 他に質疑ありますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第45号 サンセットコイン事業特別会計条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第8、議案第46号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第46号は、職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長

○総務課長（白石洋巳君） それでは、議案第46号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について説明いたします。

加齢による諸事情への対応、地域ボランティア活動への従事など、地域貢献等を想定し定年退職前に先行的に休業を取得することができる制度です。条例の定めるところにより、職員の自発的な申請に基づき、公務の運営に支障がない場合、高年齢として条例で定める年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日までの期間について、部分休業を認めることができることとするものでございます。国家公務員にはない地方独自の制度として、平成16年度に創設されています。当町では、本条例が整備されていないため、今回の定年延長に併せて制定したいものでございます。

1 ページをご覧ください。第2条第1項では、高齢者の部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとします。第2項では、高年齢として条例で定める年齢は60歳とします。第3条では、高齢者部分休業取得中の給与についてです。当該職員の1時間当たりの給与を算出し、勤務しない時間数給を減額して支給します。なお、この後、議案第47号で、職員の定年延長と役職定年についての一部改正がありますが、管理職からは、60歳の誕生日を過ぎた翌年の4月1日から降任しますが、特例任用という制度があり、当該職員が降任すると、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、管理監督職として最長で5年間の留任が可能であるため、減額対象に管理職手当も含まれています。第4条では、当該職員が高齢者部分休業をすることで、公務の運営に支障が出ると判断した場合は、承認の取消し、または休業時間の短縮をすることができる旨を定めています。第5条では、当該職員から休業時間の延長の申出があった場合、公務の運営に支障がなければ、延長を承認することができる旨を定めています。附則の第1項で、施行日を令和5年4月1日としています。第2項は、西伊豆町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について定めています。第18条給与の減額、第2項の次に2ページになりますが、第3項として、企業課の職員も給与条例の規定を受ける職員同様、部分休業を選択した場合には、給与が減額される旨の規定を追加しております。簡単ですが、以上で説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第46号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については、原案の通り決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第9、議案第47号 西伊豆町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第47号は、西伊豆町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、議案第47号 西伊豆町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。令和3年6月に、国家公務員法等の一部を改

正する法律及び、地方公務員の定年を段階的に引き上げること等を内容とする地方公務員法の一部を改正する法律が成立し公布をされました。これにより、これまで60歳だった定年年齢を令和13年度から65歳となるよう、段階的に引き上げることになります。これは、平均寿命の伸長や少子高齢化の進展による労働人口の減少を踏まえ、社会の活力を維持し行政サービスの維持及び充実のために行われるものでございます。当町としましても地方公務員法の改正趣旨を踏まえ、国家公務員との均衡を考慮しつつ、令和5年4月1日から制度導入に備え関係条例の一部改正を行うものでございます。配付してあります議案の第47号の資料を御覧ください。昨日配付したものでございます。主な改正ポイントは、11月22日開催の全員協議会において説明しましたように、令和3年6月に地方公務員法が改正され、令和5年度から2年ごとに1歳ずつ段階的に定年が引上げられることになりました。それに伴い、1点目としまして、管理監督職の勤務上限年齢性（役職定年制）、当町では、課（局）長・主幹クラスから係長・主任主査へ。二つ目としまして、定年前再任用短時間勤務制度の導入。三つ目としまして、情報提供・意思確認制度の新設。四つ目としまして、60歳に達した職員の給与に関する措置として7割等の制度を取り入れることに伴う条例改正となります。

それでは13ページの新旧対照表の改正案をご覧ください。13ページになります。条文の数が増えたため、目次を追加し章立てとなっております。第3条では、職員の定年を年齢65年としております。第4条は、定年退職の特例に関する規定です。勤務延長制度については、現行の定年引上げ前と改正案の引上げ後において基本的な仕組みは変わりません。主な改正としては、14ページの5行目、14ページの5行目のところで、但し書きで、第9条第1項から第4項までの規定により管理監督職を延長した場合でも、最長3年である旨の規定を追加しております。17ページの第9条をご覧ください。17ページの第9条になります。管理監督職の勤務上限年齢による降任と管理監督職の任用制限の特例です。まず第1項では、勤務延長型特例任用と呼ばれている特例任用について定めております。現行の第4条に定められています、勤務延長制度に沿った特例で、第1号から18ページの第3号までに掲げる事由に該当する場合には、誕生日を迎え60歳になってから最初の4月1日を迎えるまでの間を異動期間と言いますが、この異動期間以降であっても、1年以内の期間で異動期間中についていた管理監督職に引き続き就かせることが可能となります。第2項においては、一度延長した対象職員の異動期間を延長された異動期間の末日の翌日から1年以内の期間で、更に延長することができる旨を定めています。なお、異動期間の末日の翌日から最長3年を超えることは出来ません。次に第3項では、異動可能型特例任用と呼ばれている特例任用について定め

ています。特定管理監督群に属する管理監督職を占める職員について、当該職員の他の職への降任等により、当該特定管理監督群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合、異動期間の末日後も、1年以内の期間で異動期間中についていた管理監督職に引き続き就かせるか、当該管理監督職が属する特定管理監督群の他の管理監督職に降任又は転任させることが出来ます。第4項では、一度延長した対象職員の異動期間を延長された異動期間の末日の翌日から1年以内の期間で更に延長することができる旨を定めています。これは1年ごとの更新で最長5年間、65歳までということになっております。15ページの第6条にお戻りください。15ページの第6条です。第6条としまして、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職に、これは役職定年のことですが、第1項第1号から第3号において、条例で定める職をうたっております。第1号では、課（局）長・園長。第2号では、企業課長。第3号では、準ずる職として主幹及び困難な業務を行う副園長としています。16ページの第7条では、管理監督職勤務の上限年齢として、60歳としています。第8条の第1項では、他の職員への降任等を行うに当たって、遵守すべき基準として第1号の基準は、当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づいて、降任等をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該降任等しようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。第2号の基準は、役職定年により降任等の後の職については、できる限り上位の職制上の段階に属する職に、後任等すること。第3号の基準は、例えば役職定年により、管理監督職である課長を被管理監督職に降任する際に、準ずる職として、課長よりも下位の職制上の段階に属する主幹についても、役職定年により被管理監督職に降任するような場合には、原則、同じ職制上の段階に属する職に降任させるか、主幹については、それよりも下位の段階に属する職に降任することとするものです。19ページをご覧ください。第10条では、異動期間の延長をする場合には、該当する職員の事前の同意が必要としています。20ページをご覧ください。第12条では、定年前再任用短時間勤務についてうたっております。定年引上げにより、令和13年度から65歳までフルタイム勤務が原則となりますが、60歳に達した職員の中には、健康上や家族状況等を踏まえたライフプランにより、多様な働き方を望む職員もいると考えられます。このため、年齢60歳に達した日以後に退職をした職員を、従前の勤務実績等に基づく選考で、短時間勤務の職員に採用することが出来ます。なお、定年前再任用短時間勤務職員の任期は、再任用制度とは異なり、定年前再任用の日から定年退職日相当日までとなります。21ページをご覧ください。附則で、定年に関する

る経過措置を定めております。第3項追加しまして、令和13年度まで、段階的に定年年齢を上げます。22ページの別記1の改正案の表をご覧ください。表に掲げられているとおり、2年ごとに1歳ずつ定年を上げていくことにしています。21ページにもう一度お戻りください。21ページから22ページにかけてになりますが、第4項としまして、情報の提供及び勤務の意思の確認として、任命権者は、当分の間、職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当の制度に関する情報提供を行った上で、職員の60歳以後の措置の勤務の意思を確認するよう努めることとされました。6ページをご覧ください。今回の一部改正に伴う附則となります。施行期日ですが、改正附則第1条、この条例は、令和5年の4月の1日から施行します。ただし附則の第11条の規定は、令和5年度に60歳に達する職員に対して、令和4年度に情報提供意思確認を行うための規定であるため、公布の日から施行することとしています。改正の附則の第2条は、勤務延長に関する経過措置となります。7ページをご覧ください。改正附則の第3条から10ページの第6条までの規定は、定年退職者等の再任用に関する経過措置となります。大変ちょっとわかりづらい説明で申し訳ありませんでしたが、以上で説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。よろしいですか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 17ページお願いしたいんですけど。17ページのこの3項ですか。当該職員の他の職への降任という、他の職っていうのは具体的にはどういうことですか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 先ほど言いました、例えばその課長が60歳に達しまして降任する場合に、主任主査とか、そこのクラスで降任するような格好で考えてますもんで、他の職というのはそこを言ってます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

他に。芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 9条のね、第1項から4項まで説明を受けたわけだけど、結局これったら異動期間の末日から、結局、最長5年延長できるってこと。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 特例任用ってのが例えば、私が10月の誕生日なんですけども、10

月の誕生日の翌日からその年度回ってって3月の31日までを異動期間といいまして、翌年度の4月1日から新しく始まりますもんで、そこから5年間というようなカウントになります。特例任用の期間は。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

他に質疑ありますか。

堤豊君。

○4番（堤 豊君） 22ページの1番最終のところというところで、令和5年4月1日から令和7年ということで、61・62・63・64ということになってるんですが、簡単に言えば定年延長、一般の企業で言えば定年延長の形になると思うんですけど、この任命権、要するに人事権というのは参考までに教えてもらいたいのですが、やっぱり全部、町長に行くということでもいいんですか。やりたいよということじゃなくて、それを選択するのは、新しい新入社員も希望する人もあるだろうし、定年を嫌だよって、もう定年でいいよという人もいるそういう判断というのは、あくまでも全ての人事権ってのは、町長が判断するというところでよろしいんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 定年が延長されますから、61が定年になったのに60でやめるということはそれは出来ませんので、1年延びて61であれば、61までは雇い続ける。その2年後には62になったら62までは雇い続ける。ここの配置についてはいろいろ、私、副町長、総務課長などと相談して配置はしてますけども、その後の、再任用などで65歳までいっていただく方は、こちらから残ってくださいということもあれば、残りたいんですけどっていうふうには言えばこちらを拒むことは出来ないっていうものもありますんで、ただ定年来たから私はこれでもう退職しますっていう方は、いらっしゃいますけども、そこは臨機応変で。こちらから一方的に、どんどんもう62だから、61だからってばたばた切ることは今はもう出来ないと思います。

○議長（山田厚司君） 堤豊君。

○4番（堤 豊君） 一点だけすいません、参考までに、聞いてるんですけど、要するに再任用じゃなくて、新しく65歳までの定年延長というものが公務員の方も認められるようになったということは、新入社員が入る間口がある意味でいけば、どんどん職員を多くするわけにいかないでしょうから、新入社員が入りにくい可能性も出てくるんですけどその辺の調整というのは、これからその一つの人事権は扱ってる長が、首長さんがみんなやるんでしょう

けど、人事というのが、これからはこういう定年延長が出来てきた場合には、ただし、途中でちょっと話がとびますけど、今までの経験者ですから、非常に大事な知識を持った人たちっていうことを考えるとする。ただ、新しい人たちもどんどん、入れてその一定のものをに入れてやないと、今度は、そういう育たないということもあるからその辺の調整というのが、これからの町長の腕にかかっているということになるんですけど。その辺が大変だと思うんですけど、いかがですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 採用人数などについてはですね、退職される人数も考慮した中で、当然私と副町長また教育長、総務課長を入れた中で、新採は何人かということを決めていますので、全て私が全部1人で決めているというものではございません。しっかりと計画を立てた中で、決定をしているというものでございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。他に質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第47号 西伊豆町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第10、議案第48号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第48号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、議案第48号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明いたします。

地方公務員法の一部改正等を踏まえ、令和5年4月1日から職員の定年を60歳から65歳まで段階的に引上げ、及び、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制等を設けることとし、関係する九つの条例について所要の改正、その他関係法令の改正等に伴う規定の整備を行うため、本条例を制定するものでございます。

昨日配付しました議案の第48号の資料をご覧ください。あわせて、議案のほうの9ページの新旧対照表もご覧ください。それでは説明させていただきます。まず第1条でございますが、西伊豆町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、今回の法改正に伴い、定年退職者の再任用がなくなり、新たに定年前再任用短時間勤務が加わるため、該当する箇所を改めるものでございます。次に、第2条に西伊豆町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正につきましては、公益的法人等に派遣出来ない職員の中に、第5号として、改正後の定年条例第9条に追加した管理監督職の例外措置の職員を追加するものでございます。次に10ページ、新旧対照表は10ページになります。第3条としまして、西伊豆町職員の分限に関する条例の一部改正につきましては、本人の意に反する降給については、地方公務員法により条例で定めなければならないとされているため、第1条に、定年延長による降給を追加をしております。第11ページの新旧対照表をご覧ください。第4条としまして、西伊豆町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正については、改正案において、総務省参考例に伴う運用上のこれは改正となります。次に11ページから13ページになりますが、第5条としまして、西伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条

例の一部改正につきましては、法改正に伴い、再任用短時間勤務職員がなくなり、定年前再任用短時間勤務職員とするものでございます。次に13ページから17ページにかけてになります。第6条の西伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、改正案の第2条（育児休業をすることができない職員）及び第9条（育児短時間勤務をすることができない職員）に、改正後の定年条例第9条に追加した管理監督職の例外措置の職員を追加するものでございます。次に、17ページから59ページになります。資料は両面コピーの裏面になってきます。第7条としまして、西伊豆町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、資料記載の①～⑨が改正箇所となります。主な改正は全般において、言い回し等の訂正と第4条、第10項にあるように現行の再任用職員、又は再任用短時間勤務職員を改正案では、定年前再任用短時間勤務職員としております。改正案の26ページをご覧ください。新旧対照表の26ページになりますけれども、これで定年引上げに伴う給与の特例措置として、60歳越え職員の給与を当分の間、60歳時点の7割とすると規定をしております。30ページから57ページにつきましてはこれ給料表の現行と改正案となります。これにつきましては、金額は変更ありません。30ページの現行では、再任用職員と1番左の欄に記していたものを36ページの下段の改正案では、定年前再任用短時間勤務職員と名称を変えているものでございます。次に57ページから58ページとなります。これが現行の行政職（一）の職階表となります。58ページをご覧ください。58ページの別記4-2。改正案の行政職（一）職階表となりますが、改正点が二つありまして、1点は、役職定年等にした職員が公認する職名として4級に新たに下線を引いてありますけれども、主任主査を設けたいものです。もう1点は、使われていない職名であり、5級の主幹との違いも曖昧であるため、6級の参事を削除したいものでございます。59ページになります。第8条西伊豆町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正においては、今までの一部改正と同様に、現行の再任用職員を改正案では、定年前再任用短時間勤務職員としたいものでございます。6ページにお戻りください。6ページの第9条の西伊豆町定年退職者等の再任用に関する条例は廃止をします。附則としまして、第1条でこの条例は、令和5年の4月1日から施行します。第2条は定義をうたってまして、第3条以降は、これ関係条例の一部改正に伴う経過措置となっております。以上、簡単ですが説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。 よろしいですか。

高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 第2条ですね、公益的法人等への派遣等、これってどこかそういう可能性のある公益的法人ってのは、西伊豆町にあるんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 例えば、今、美伊豆とかにも、職員が美伊豆にも職員が1名派遣されてまして、今後一部事務組合等が新たに出来た場合そこへ派遣の場合とかは、これに該当してくるような格好になってきます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

他に質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第48号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第11、議案第49号 西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第49号は、西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、議案第49号 西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

配付してあります議案の第49号の資料をご覧ください。令和4年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与法の改正に伴い改正するもので、本年は、3年ぶりに月例給及び特別給（ボーナス）をともに引き上げる勧告となりました。1の月例給については、民間との給与比較を行っている行政職俸給表（一）において、人材確保の観点等を踏まえ、初任給及び若年層を対象に平均0.3%の引上げ及び、国家公務員の俸給表の改定を行うため、人勸に倣い同様の引上げ改定を行いたいものでございます。当町における月例給に影響が出るものは49名、影響額が約195万円となります。次に2の特別給（ボーナス）ですが、国家公務員の期末・勤勉手当につきましては、民間の支給状況を反映して、支給月数を0.1月分引き上げることとし、勤務実績に応じた給与を推進するため、本年度の12月期の勤勉手当を引上げ、令和5年度以降は6月期と12月期の勤勉手当が均等になるよう、それぞれ0.05月分を配分することとしたいものでございます。なお、今回の人事院勧告の施行に伴う特別給の改正による影響額は、約433万円となります。

それでは、10ページの西伊豆町職員の給与に関する条例第1条の新旧対照表をご覧ください。勤勉手当の第15条の8、第2項第1号の下線部をご覧ください。先ほどの資料の2、特別給に関連する箇所です。一般職においては、現行では6月期12月期とも100分の95を乗じていたものを、改正案では6月期においては100分の95、12月期においては100分の105を乗じて得た総額に改正したいものです。第2号においては再任用職員も、現行では6月期12月期とも100分の45を乗じていたものを、改正案では、6月期においては100分の45、12月期においては100分の50を乗じて得た額に改正したいものです。下段の別表第1（第3条関係）、給料表の関係となります。12ページをご覧ください。12ページが、現行の行政職の給料表の1になります。先ほどの資料の1、月例給に関連する箇所です。初任給及び若年層を

対象に平均0.3%の引上げ改定を行いたいものです。金額の下にアンダーバーがある箇所が改定箇所となります。比較する給料表は、16ページの改正案の別記1の2となります。今回の改定においては、当町では主に1級の主事補主事、2級の主任主事クラスの若年層が引上げとなり、3級の主査、4級係長、5級主幹の欄も、金額の下にアンダーバーがありますが、その5級の給料表を使っている職員がいないため、引上げの影響はありません。実際のところ、昇格したばかりの係長でも、17ページの1番左の数字は50、50号の右にいきまして、35万5,000円前後ですので、月例給の引上げの影響はありませんでした。次に、29ページの西伊豆町職員の給与に関する条例第2条、新旧対照表をご覧ください。これが令和5年の4月1日からの施行分についてです。勤勉手当、第15条の8、第2項第1号の下線部をご覧ください。先ほどの資料の2、特別給に関連する箇所で一般職においては、現行では6月期100分の95、12月期100分の105を乗じていたものを、改正案では6月期、12月期が均等になるように、それぞれ100分の100を乗じていた総額に改正したいものでございます。第2号においては、再任用職員も現行では、6月期100分の45、12月期100分の50を乗じていたものを、改正案では、6月期、12月期が均等になるように、それぞれに100分の47.5を乗じて得た額と改正したいものでございます。9ページをお願いします。附則として、この条例は公布の日から施行します。ただし第2条の規定は、令和5年の4月1日から施行します。第1条の規定による改正後の西伊豆町職員の給与に関する条例の規定は、令和4年の4月1日から適用します。改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の西伊豆町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給される給与は、改正案、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなされます。以上で簡単ですが説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 月例給のね、平均0.3%の引上げの影響額ですか、これちょっと聞き漏らしましたんでもう一度お願いします。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 影響額が49名の195万円です。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

他に質疑ありますか。

芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 改正表のところで、6級のところで。16ページ、改正案別表第1ですね。これ現行、最高級は何級の何号なんですか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 6級の最高級は、6級の85号となっております。現行で、わかります。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 手持ちの資料がありますもので、ちょっと

○議長（山田厚司君） 後で確認させて報告させてください。

それでよろしいですか。はい。

他に質疑ありますか。いいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 芹澤議員の質問の関係でございますが、最上級が現在使用しているのが6級の75号です。6級の75号だそうです。

○議長（山田厚司君） 他に質疑はないですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第49号 西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

もう一度手を挙げてください。

[賛成者挙手]

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第12、議案第50号 西伊豆町特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第50号は、西伊豆町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、議案第50号 西伊豆町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例案について、説明いたします。

今回の上程議案は、11月22日開催の全員協議会において説明いたしましたが、令和4年の人事院勧告により、一般職は特別給が0.10月分引き上げる改定案を議案第49号により上程いたしましたが、特別給の特別職の常勤のものの期末手当の改定についても、上程をしたいものでございます。人事院勧告は、一般職の職員の給与を対象としているため、特別職の職員の給与をどうすべきか勧告されません。また、一般職の地方公務員とは異なり、特別職の地方公務員については、当町においては、賀茂郡下の他町の改定状況も見ながら、一般職と同様の0.10月分引上げたいものでございます。

2ページの西伊豆町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例第1条の新旧対照表をご覧ください。期末手当、第3条第1項第2号の下線部を御覧ください。現行の12月10日支給分100分の207.5を改正案では、0.10月分引上げて、100分の217.5にしたいものでございます。3ページをご覧ください。同じく第2条としまして、令和5年4月1日からの施行分になります。現行の期末手当、第3条第1項第1号では、6月30日支給分として下線部

100分の197.5、第2号では、12月10日支給分として下線部100分の217.5としていたものを、改正案では、令和5年度以降は、6月30日支給分、12月10日支給分が均等になるように、100分の207.5を乗じていた総額に改正したいものでございます。1ページをご覧ください。附則としまして施行期日、この条例は公布の日から施行します。ただし第2条の規定は、令和5年4月1日から施行します。2としまして、第1条の規定による改正後の西伊豆町特別職の職員で常勤のものゝ給料等に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用します。簡単ですが、以上で説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 全協で説明あったかどうかわかりませんが、これの影響額をお願いします。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 183,000円となります。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

他に質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 特別職のお給料等が上がるということで、もう少し頑張っていたらと信じて賛成したいと思います。

○議長（山田厚司君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第50号 西伊豆町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

○議長（山田厚司君） 暫時休憩します。

休憩 午後14時 1分

再開 午後14時15分

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

日程第13、議案第51号 南伊豆地域清掃施設組合の設置についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第51号は、南伊豆地域清掃施設組合の設置についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） それでは、議案第51号 南伊豆地域清掃施設組合の設置について、説明させていただきます。

今回の議案につきましては、地方自治法第287条第2項の規定により、令和5年4月1日から、西伊豆町と下田市、南伊豆町及び松崎町が、一般廃棄物の広域施設に関する事務事業を行うに当たり、規約を定め、南伊豆地域清掃施設組合を設置するための議会の議決を求めらるものでございます。提案理由ですが、一部事務組合を設立することにより、広域ごみ処理

事業の各事業について、下田市、南伊豆及び松崎町と協議し、事務を行うためのものがございます。本規約案の内容につきましては、8月30日と11月22日の議会全員協議会におきまして、ご説明させていただいておりますので、主な概要の説明のみとさせていただきます。

それでは、1ページをご覧ください。南伊豆地域清掃施設組合の規約案でございます。まず第1条は組合の名称を定め、南伊豆地域清掃施設組合としております。第2条は組合を組織する構成団体を定め、一市三町をもって組織するとしております。第5条は組合議会の組織を定め、定数は10人とし、下田市4人、他の三町が各2人を選出するとしております。

2ページをご覧ください。第12条は、組合の経費支弁方法を定め、第1項では、負担金、補助金及びその他の収入をもって支弁するとして、第2項では、負担金を、別表のとおりとするとしております。4ページをご覧ください。こちらに負担割合を明記させていただいております。前に戻って3ページをご覧ください。最後に附則についてですが、第1項では施行する期日を令和5年4月1日からとして、第2項では、組合議員の選出その他のこの規約を施行するために必要な準備行為は、この規約の施行前においても行うことができるとしております。簡単ではありますが、以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

増山勇君。

○10番（増山 勇君） この第10条のですね、職員の条例で定めるとうたっていますけども、この条例は何名になっているのか、まず1点お聞きします。それと、2点目はですね、この附則の2番目、「組合議員の選出その他のこの規約に施行するために必要な準備行為は、この規約の施行前に行うことができる」となっているんですけども、既にやられてると思うんですけどね。何を今準備をされてやっているのか。その2点をお聞きします。

○議長（山田厚司君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） 例規につきましてはまだ作成しておりませんが、来年度におきましての職員の人数ですが、下田市のほうから1名で、西伊豆と南伊豆でそれぞれ1名、それに専門の職員を1名置いて4名の組織で今のところ考えております。そして今何をやってるかっていうと、この一部事務調査を取りまとめていることを今やっている段階でございます。

○議長（山田厚司君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） もう1点お聞きしますけども第3条のですね、共同処理をする中にマテリアルリサイクル推進施設っていうふうにならなってるんですけども、私はこれ一般質問でも言ったと思うんですけどね。本来これが先にやって、焼却量どれぐらいになるかっていうことも踏まえて、事業を立てるべきだと思うんですけどもその点、とりわけこのマテリアルリサイクル推進施設ってのは、一緒にやることはないんじゃないかと思うんですけどもいかがですか。

○議長（山田厚司君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） これに関しましては限られた施設の中で、しかも、旧施設を稼働しながらの工事となりますので、どうしても、焼却施設から始めるほうが最適ではないかということですのでそういうふうな考えで、令和9年度、11年度という明記をさしてもらっております。

○議長（山田厚司君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） 今度は町長にお聞きしますけどね。私一般質問で何度もやってるんですけども、第2条で、下田市、南伊豆、松崎及び西伊豆町をもって組織するというふうにならなってるんですけども、このうち一つがもしかけた場合は、一部事務組合そのものはなくなるというふうに考えていいのか。一般質問で、町長はいずれ各議会が可決してくるだろうという予測のもとに今度出てるんですけどね。これは、現実にもう南伊豆の議会は1度否決したわけですから、どういう事情があろうとも1町が抜けてるわけですから、今の時点でね。あえてこの、下田、南伊豆、松崎、西伊豆っていうことであらうって大丈夫ですか。それともう1点はですね、一部事務組合をつくって、今後どのような協議を行っていく、主な項目を教えてくださいたいと思います。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 後段につきましては担当課長のほうから答弁させますけども、前段のほうも、こちら側も一般質問に同じことを答弁させていただいているかと思っております。昨日、松崎町さんのほうは可決。本日、西伊豆町は今これを行っていて、南伊豆町においては、後日、臨時会が開かれるというふうにお聞きをしておりますので、増山議員がおっしゃるように、一つ欠けるのが前提という話は私たちは出来ないというふうに思っております。一市三町が揃うものだというふうにお聞きしております。

○議長（山田厚司君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） これからですが、まず条例規約の組合の制定とか、事業の経営、

計画等を実施しながら事業を進めていくというふうな考えで今進んでおります。

○議長（山田厚司君） 他に質疑は。堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 1ページの1番下、議員の任期、第7条ですね。組合議員の任期や関係市町の議会の議員の任期とするということですけども、いろいろ私どもの議会も暗黙の了解で2年ごとにですね、変わってるわけですね、今私プラント議会ですけども、消防、共立、あるわけですけども、この辺の議員の任期は最高4年になるという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） これは多分どこの組合議会も同じだと思いますけれども、この前も河津町議会が改選をされまして、現職の方お残りでございましたけれども、違う方がおいでになっております。ですからそれは、各議会のほうで、この次はこの方になりましたということになれば、別に議員の改選が行われるだけでございますので、これは西豆衛生プラントも、消防組合ですね。これらとほぼ同じ扱いになろうかというふうに思います。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

他に質疑ありますか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤孝君） 4ページのところの経費区分のところですけどね。この人口割とごみの割の量が、人口が60%、ごみの量割が80%って、ちょっと大きく開らいているんですよ。人口割りと人口に対してごみの量ってのは大体比例としてると思うんでね。これは大体、人口が多ければごみの量が当然増えるわね。逆に考えればごみの量が多いんだから人口が多い。そうするとここの負担あり建設費のね、60%ってのはもっと、ごみの量に比してね、増やしてもいいんじゃないか。何でこんな低いんだ。それだけごみの量が多ければね、それだけ使うんだし。それでプラントにダメージを与えるわけだからね。その辺はどうですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当初は、組合及び広域ごみ処理施設の運営費のほうも、均等割40ごみ量割60というのがベースで考えられてきました。ただ、そのままいきますと当然、何ですかね、ごみの減量化に寄与しないと言っては変な話なんです。ごみを減らせば市町の負担が減るので、各々努力しましょうということで、ごみ量割の比率を増やしたという経過がございますので、議員のおっしゃるのも、一理あるかもしれませんが、私たちはごみの

減量化を目的に、ある意味こちらのほうのごみ量割の数値を増やしたということでございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

他に質疑ありますか。

高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今と同じとこですけどもね。この2ページの経費の支弁方法のところ
で、前項の負担金ってのは、もうさっきの表で決まっていますよと。それ以外のものは、関係
市町の長が協議をしてつくって議会の承認をもらうということなんですけども。昨日、松崎
の武田議員が「この辺の割合がこういうふうになると、こういうふうにより各市町の負担が
変わる」というような一般質問されてました。その中で、確かに芹澤議員もありましたけど
も、建設費の40・60、それから処理施設の運営費の20・80、これについていろんなデータを
基にやってみましたけども。正直言いますと私はちょっとデータを基にやったことないんです
けども。この割合、比ですね、これを今後変えることは可能なんではないでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 一部事務組合でございますので変えるとするならば、事務局でまず
改正案を作り、管理者会でそれを認め、そして組合議会に諮って改正がされれば、変えるこ
とは可能だというふうには思っております。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） ということは、2ページですね、第12条の2項「前項の負担金
は、別表のとおりとする」と。この別表を今、町長が言ったような手順で変えることは可能
であるというふうに捉えておいていいということですね。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい、そのとおりでございますが逆のパターンもございまして、下
田市のほうは議会から4名が出てこられるということですから、ごみ量割を60%に戻してこ
いというような声が出てくる可能性もあるというのが後ろにあるということでございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

他に質疑ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

増山勇君。

○10番（増山 勇君） 私はこの南伊豆地域清掃施設組合規約の設置について反対をいたします。反対の理由はそもそも、ごみの処理というのは町村の仕事であります。町の仕事なんですね。これを広域でやること自体が私は間違えてるんじゃないかという点が1点です。そして、現実的に町長は南伊豆町がですね、復帰してくるだろうと、推定をされて発言されておりますけども、これはもう仮の話なんで答えないんだと思うんだけどね。1町が抜けた場合にも、私も一般質問で何回もやりましたけども、下田市と西伊豆は広域でやるという、そういう気持ちなのか。その辺どうもですね、十分にわからないまま、ごみ処理そのものをですね、広域でやること自体が私は間違えてると思うんです。せっかく西伊豆町は焼却場があって、最終処分場を持ってるのも、この下田市、南伊豆、松崎の中で唯一、西伊豆町は最終処分場があります。そういったことも全部放棄してですね、下田へ持ってくというのはですね、住民サービスの低下にもなりますし、そういった意味でですね、広域でごみ処理をするということ自体が、私は間違えているということで反対をいたします。

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 南伊豆地域のごみ処理を一市三町でやるっていうのは、町長からの提案がありまして、皆さんがそれじゃ一市三町でやりましょうと。こういうことになっていると思います。南伊豆地域のですね、クリーンセンターの計画どおりにですね、建設されるようにですね、一部事務組合の設置をね、早急にやらなければならないと思います。一昨日以来ですね、共産党議員さんの発言にですね、盛んに南伊豆町議会の否決を例に挙げてですね、当町も考え直したほうがよいとの考えが示されましたがですね。西伊豆、南伊豆町議会ですね、否決はですね、一市三町、賛成している議員の2名の方がですね、所用のため欠席されたと聞いております。所用が何だったか私も知ってますけども、個人情報になりますのでこれは伏せますが、聞いております。再度上程されてですね、一市三町での足並みが揃うとこのように聞いております。当町もですね、初心に戻り一市三町でですね、やるということでしたので、南伊豆地域のクリーンセンターがですね、早期に完成するようにですね、一部事務組合の設置に、この議案51号に賛成いたします。

○議長（山田厚司君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 私はですね、今回の議案についてはですね、他市町の結果に係わらず、西伊豆町としても決められている一市三町での広域ごみ処理、これの事務組合を作るかどうかという議案であります。ですから、それぞれの町がこの議案を審議した結果ですね、例えば、一町なり二町なり、この議案を否決した時に一市三町の枠組みが出来なくなる。それはその時に考えることであって、我々はあくまで、今お約束した中の一市三町のごみ処理をやるんだという方向で、その事務組合を作るかどうかの議決をすればいいんで、他市町に影響される必要はなく採決すべきだと。そして、私は従来どおり、この一市三町で広域的に処理をするという、ための一部事務組合組合を作るということに賛成をいたしたいと思います。

○議長（山田厚司君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 私は、原案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。基本的に南伊豆の清掃施設稼働に向けては、私自身もいろんな課題があるなということを感じております。そんな中でですね、やはりそれぞれの市、町の議会議員としての立場で、やはりいろんなことを検討する場が必要ではないのかなと思っております。そんな意味で、この一部事務組合が設置することであれば、絶好の機会であると思いますので、一部事務組合の設置について賛成をさせていただきます。以上です。

○議長（山田厚司君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 私も賛成いたします。そもそもどうして広域化のごみ処理施設を造らなくてはいけないかということを考えた時に、地球温暖化ガスを少しでも減らそうというところが最初にあったと思います。それはこれだけ人口が減ってきて、各市町で持つとそれは地球温暖化ガスを増やすということになると。それを広域化して1箇所にして、そして減

らそうということがそもそもの発想だったと思います。それを粛々と進めていただきたい。当町でも、大崎町に視察に行ってきた、ごみの減量化の熱が高まっています。ですから、西伊豆町ではできることはちゃんとやって、そして燃やすものは燃やすということで広域化の処理施設を粛々と進めていただきたい。そのためには、一部事務組合を早く立ち上げていただきたいと私は考えます。

○議長（山田厚司君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

堤豊君。

○4番（堤 豊君） 私も、一部事務組合の今なんです、一市三町でやろうということでスタートを切ったわけですから、今更それをこうだあだという共産党の方もいますけど、私は決められたことは粛々と進めるということで賛成ということでお願いします。

○議長（山田厚司君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第51号 南伊豆地域清掃施設組合の設置については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手多数です。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第14、議案第52号 静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第52号は、静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 議案の差し替え等ありまして大変申し訳ありませんでした。

それでは、議案第52号 静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約について説明いたします。

今回の一部改正は、静岡県市町総合事務組合の構成団体である太田川原野谷川治水水防組合が、令和5年3月31日付で解散し、合わせて組合からも脱退するため、規約の該当箇所を削除したいものでございます。また合わせて、川根町の町名が残っていたため、削除をしたいものでございます。なお、太田川原野谷川治水水防組合は、磐田市、掛川市、袋井市及び森町の三市一町をもって組織をしています。解散の理由としては、当組合の設立から65年が経過し、当時と比較すると情報通信技術の発展や、各市町における危機管理部局の設立による組織体制の整備などにより、市町が単独で水防の責任を果たすことが可能となった他、組合を取り巻く環境も大きく変化してきたことによるためでございます。2ページの新旧対照表をご覧ください。別表の第1（第2条関係）は、組合を組織する市町並びに、市町の一部事務組合及び広域連合となります。別表の第2（第3条関係）は、市町職員退職手当事務、非常勤職員公務災害補償事務に係る共同事務処理を行っている組合市町名となります。第2条関係3ページの新旧対照表の別記1の2、改正案では、川根町太田川原野谷川治水水防組合を削除しています。同じく第3条関係の5ページ、新旧対照表の別記2の2、改正案では、第3条第1号に関する事務において、川根町削除。第3条、第2号及び第3号に関する事務においては、川根町太田川原野谷川治水水防組合を削除しております。1ページにお戻りください。附則としまして、この規約は令和5年4月1日から施行いたします。以上簡単ですが説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第52号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第15、議案第53号 令和4年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第53号は、令和4年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)でございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） それでは、議案第53号についてご説明をいたします。

今回の補正は、給与改定に伴います一般会計繰入金増額と前年度繰越金を計上したいものでございます。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ255万円を追加し、

歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億3,655万円としたいものでございます。

2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正の歳入です。款、項、補正額の順で朗読させていただきます。7款繰入金、3,000、16万2,000円の減。1項他会計繰入金10万円。2項基金繰入金、3,026万2,000円の減。8款繰越金、1項繰越金ともに、3,270万2,000円。歳入合計に255万円を追加し、13億3,655万円としたいものです。次に歳出です。1款総務費、1項総務管理費、ともに10万円。6款基金積立金、1項基金積立金ともに244万9,000円。8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金ともに1,000円。歳出合計に255万円を追加し、13億3,655万円としたいものです。

3ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入です。2ページの第1表歳入歳出予算補正と同様ですので、省略をさせていただきます。続いて歳出です。こちら、2ページの第1表と同様ですので省略をさせていただきます。補正額の財源内訳は記載のとおりとなります。

4ページをお願いします。歳入になります。7款1項1目。一般会計繰入金、2節事務費等繰入金。10万円。こちらは、職員の給与改定及び標準報酬法、月額改正に伴います一般会計繰入金の増額となります。7款2項1目、国民健康保険事業基金からの繰入れ基金、3,000万2,000円の減。こちらは8款の前年度繰越金を計上したことによります。基金繰入金を減額するものでございます。8款1項1目その他繰越金、一般被保険者繰越金、3,271万2,000円。こちらは、令和3年度決算に伴います繰越金を計上したものでございます。

5ページをお願いします。歳出になります。1款1項1目一般管理費10万円。こちらは職員の給与改定及び標準報酬月額改正に伴います、不足する共済組合費負担金を増額するものでございます。6款1項1目基金積立金244万9,000円。こちらは今回、歳入の前年度繰越金を増額しまして、その分繰り、基金の繰入金を減額をしましたが、さらに余剰が出ますことからこれを基金に積立てをするものでございます。続いて8款1項3目、償還金1,000円です。こちらにつきましては、既に過去に精算が終わっている医療費があるんですが、その返還金、5,400円というのがございまして、その中に公費で支払う分が600円ほど含まれていたため、それを町のほうから改めて国保連合会に支払いをするに当たりまして、もともと予算がないものですから、1,000円ほど計上させていただくというものになってございます。以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第53号 令和4年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第16、議案第54号 令和4年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第54号は、令和4年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)でございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） それでは、議案第54号について説明をさせていただきます。

今回の補正は、給与改定に伴います一般会計の繰入金の増額と、前年度繰越金を計上したいものでございます。

1 ページをお願いします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,780万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億8,320万円としたいものでございます。2 ページをお願いします。第1票。歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順で朗読をさせていただきます。6款繰入金、1項一般会計繰入金ともに18万5,000円。7款繰越金、1項繰越金ともに、1億6,716万1,500円。失礼しました。1億6,761万5,000円。歳入合計に1億6,780万円を追加し、14億8,320万円としたいものです。

次に歳出です。1款総務費、1項総務管理費ともに18万5,000円。6款基金積立金、1項基金積立金ともに、1億6,761万5,000円。歳出合計に、1億6,780万円を追加し、14億8,320万円としたいものです。3 ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括、歳入です。2 ページの第1表歳入歳出予算補正と同様ですので、省略をさせていただきます。次に歳出です。こちら、2 ページの第1表と同様ですので省略をさせていただきます。補正額の財源内訳は記載のとおりでございます。4 ページをお願いします。歳入です。6款1項5目その他一般会計繰入金。18万5,000円。こちらは、職員の給料、給与改定及び、標準報酬月額改正に伴う一般会計繰入金増額となります。7款1項1目繰越金、1億6,761万5,000円。こちらは、令和3年度決算に伴う繰越金となります。

次に5 ページをお願いいたします。歳出です。1款1項1目。一般管理費、18万5,000円。こちらは職員の給与改定及び標準報酬月額改正に伴いまして不足する一般職給料、期末勤勉手当、共済組合費負担金をそれぞれ増額をさせていただくものでございます。6款1項1目。介護給付費、準備基金積立金、1億6,761万5,000円。こちらは、歳入された前年度繰越金を全額準備基金に積み立てるものでございます。以上簡単でございますが、説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 1億6,700なんぼの繰越金が出たわけですけど、9月の決算のときにもう5,000万出たんですよ。5,000万、繰越金がね、たった2か月でまたこの1億6,700万を出したんだよ。これどういうことですか。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） 9月のときはですね繰越しのほうはしてませんで今回、その9月の決算に伴ってですね金額のほうは、1億6,761万5,131円というのが、決算により繰越しが決まりました。それを予算化するというので今回計上させていただいております。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 9月の決算の時は繰越し、1億6,700万出てませんでした。出てなかったでしょ。ねえ。決算のときは、この数字で出していました。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい。これは、あくまでも3年度の決算による、いわゆる余剰金になるわけですね。で、9月の補正のときには、ここの繰越金のほうは、計上しておりません。今回は、初めて予算の中で計上させていただくものになります。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

○5番（芹澤 孝君） 9月の決算で一応締めたわけですよ。前年度の予算は、前年度の繰越金が1億6,000万出てきてるわけですよ。ねえ、たった2か月でね、9月でも前年度の予算というか、もう決算して、一応切ったわけだね。そう切って、また、たった2か月の間に前年度の繰越金として1億6,700万円も出てくるのはなぜかってこと。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 既に昨日通していただきました一般会計の補正予算には、一般会計の繰越しということで載せさせていただいたかと思っておりますけども、介護保険の会計におきましても、9月のときに決算認定を皆様にしていただかないと繰越し額の確定はいたしません。そこで確定した繰越し額を12月で、予算上で前年度繰越金としてのせ、その繰越金が現金として残っていても困りますので、基金のほうに積み立てるといふものが、今回のこの補正の内容でございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。はい。

ほかに質疑ありませんか。

質疑ないですか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 確か、決算というか、監査委員の決算表、あれにはたしか、繰越金幾ら出てましたよね。前年度のね。あれ違う。前年度の繰越金で、5,000万だけど

○議長（山田厚司君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時 1分

再開 午後 3時 9分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい、先ほどの繰越しの関係で、説明をさせていただきますと、芹澤議員がおっしゃったのが、令和3年度の決算、の時にですね、資料のほうでありました基金積立金。令和3年度の積立てた額が5,746万2,000円で、それはあくまでも3年度に実際に積立てた額ということになります。で、今回、私のほうで計上させていただくのが、その準備基金の予算になりますので、これは、令和3年度の決算に基づいて、収支で余った分をここで、まず、予算計上させていただきます。で、最終的には、芹澤議員がおっしゃったその幾ら積み立てるかというのは、この先ですね、療養費の支払いの状況に応じて、また、年度末に行きますと、同じように積み立てる、あるいは、足りなければ基金をおろすというような状況で、そのための基金を、ここで予算化させていただくというものでございます。

○議長（山田厚司君） 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第54号 令和4年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長(山田厚司君) 挙手全員です。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(山田厚司君) 日程第17、議案第55号 令和4年度西伊豆町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(星野浄晋君) 議案第55号は、令和4年度西伊豆町水道事業会計補正予算(第1号)でございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(山田厚司君) 企業課長。

○企業課長(村松圭吾君) はい。それでは、令和4年度西伊豆町水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明させていただきます。

2ページをお願いします。令和4年度西伊豆町水道事業会計補正予算実施計画、収益的収入及び支出の支出です。1款水道事業費用、284万9,000円を追加し、計1億9,845万円としたいものです。うち、1項営業費用で325万1,000円。増額、2項営業外費用。400、40万2,000円を減額する補正となります。

3ページをお願いします。令和4年度に西伊豆町水道事業会計補正予算明細書、収益的収入及び支出の支出です。款項は先ほど読み上げましたので、目から説明させていただきます。1款1項1目原水・浄水・配水及び給水費、604万8,000円の増で、5節、委託料5万2,000円の減額は、既に事業費確定による事業の利用剰余金分、11節動力費は、当初見積もった電気料に再エネ、賦課金等を計上漏れしており、電気料高騰もありまして、当初予算では不足が生じるために、新たに試算し、不足分を補正するものでございます。2目簡易水道

費136万2,000円の減、4節、委託料は、先ほど1目と同様事業の剰余金分です。6節、修繕費や、11月末現在の執行率が15.2%と低く、過去の実績も考慮し、今後、予算満額ほどの支出は見込まないと判断し、135万円を減額して電気料の不足分に充てるものでございます。

四つ目、総がかり費143万5,000円の減は、2節給料、3節手当等、4節賞与引当金繰入れ額のそれぞれ減額ですが、給与改定、人事異動等を反映したものです。13節委託料の224万7,000円の減額は、1目同様、事業の剰余金分による減額です。2項営業外費用3目消費税40万2,000円の減額は、1目11節の動力費、電気料の増額により、仮払い消費税が増額となり、税務署へ申告する消費税が減額となるためです。

4ページをお願いします。令和4年度に西伊豆町水道事業会計予算貸借対照表です。令和3年度の決算貸借対照表に今回の補正予算を反映させ、令和5年3月末の予定数値を示したものでございます。

5ページをお願いします。上から2行目、(1)現金預金5区、2,645万9,606円をご確認いただき、7ページをお願いします。7ページ、令和4年度に西伊豆町水道事業会計予定キャッシュフロー計算書です。令和5年3月末の予定数値を示しております。最下段の資金期末残高5億2,645万9,606円が、先ほどご覧いただいた、7ページの2、流動資産(1)現金預金、こちらと同額であることをご確認していただき、雑駁ですが議案第55号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほう、お願いします。

○議長(山田厚司君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

高橋敬治君。

○6番(高橋敬治君) 本案とは直接は関係ないかもわかりませんが、今回、動力費が610万円、上がっていると。企業課ですけれどもいろいろ配管のダウンサイジング、あるいはインバーターかってことで、非常に承認工事を、ここ数年こう努め進めてきてるわけですけども、それをやる前の動力費と比べて、600万取った、4年度の見込みと比較をすると、どの程度、なってますか。今資料がなければまた後で資料欲しいんですけども、

○議長(山田厚司君) 企業課長。

○企業課長(村松圭吾君) 高橋議員のご要望の数値のところの手術っていうのは、ちょっと今後もっておりませんが、令和2年の12月に、今のポンプが稼働を開始しております。で、その直近の前の1年と、そのあとの1年の比較の数値は今、手元にありますので、

それでいきますと、水道施設の金額ですけれども、金額でおきますと、約14.7%の減額に、16.6%の減額になっております。で、主要電気料キロワットなんですけれども、そちらは、平均で20.9%の減額と、なっておりますただ、これも、コロナの影響や電気料の高騰によって、単純な料金とか、そういったところで使用料とかの比較も出てきますので、一概にそれがどうかってのはちょっとあるんですけれども、もう一つ参考としまして、使用電力と送水流量、こちらのほうも、データとしてはつくってございまして、要は先川から中継ポンプ場、に送水している流量と、それにかかっている、使用電力、そちらで送水量1立米当たりの使用電力、どれぐらいかということで調べましたところ、平均で23%ぐらい。減額、効率がよくなっておりますので、少ない電気料で量雨水量を送水をしているということで、より効率になったという、一応データがありますけれども、4年はまたこれから、データを知る、拾いまして、調書のほうは作っていきたいと思っております。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） かなりわかったんですけども、20%なり20何%、要は再エネ工事をやることによって電気料の軽減をしたと。ところが小、今、これぐらい上がってて、その工事をしなかったら600万どころじゃないよってというような話だと思うんですけども、できれば、具体的な数、金額を入れてね、また、資料できれば、ほしいと思います。よくわかりました。

○議長（山田厚司君） その点は、後で資料を、ということでもよろしいですか。課長のほうもよろしいですか。

他に質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第55号 令和4年度、西伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって議案第55号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第18、議案第56号 令和4年度西伊豆町温泉事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第56号は、令和4年度西伊豆町温泉事業会計補正予算（第1号）でございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） それでは、議案第56号 令和4年度に西伊豆町温泉事業会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。

今回の補正は収益的収入及び支出の支出を増額するものでございまして、2ページをお願いします。令和4年度に西伊豆清水町温泉事業会計補正予算実施計画、収益的収入及び支出の支出です。1款温泉事業費用、147万6,000円を追加し、8,873万6,000円としたいものです。うち、1項営業費用で165万8,000円の増額。2項営業外費用で18万2,000円を減額するものでございます。

3ページをお願いします。令和4年度西伊豆町温泉事業会計補正予算明細書、収益的収入及び支出の支出です。款、項は、先ほど読み上げましたので、目から説明させていただきます。1款温泉事業費用、1項営業費用、2目堂ヶ島温泉揚湯及び送配等費、200万円の増額は、7節修繕費で、労働党修繕や機械設備等の修繕が例年より多く、11月年末現在で、予算執行率が90%を超え、今後の修繕、補修等が発生したときに対応できるよう、補正するも

のでございます。四目、総係費34万2,000円の減額。2節給料、3節手当等の減額は、水道事業同様に、給与改定、人事異動等を反映したものでございます。2項営業外費用3目消費税18万2,000円の減額は、1節消費税で、1目7節の修繕費の増額により、仮払い消費税が増額になり、水道事業会計同様税務署へ申告する消費税が減額になるためです。

4ページをお願いします。令和4年度に西伊豆町温泉事業会計予定貸借対照表です。令和3年度の決算貸借対照表に今回の補正予算案を反映させ、令和5年3月末の予定数値を示したものでございます。

5ページをお願いします。上から2行目、(1)現金預金、8億2,510万8,945円。こちらをご確認いただき7ページをお願いします。令和4年度西伊豆町温泉事業会計予定キャッシュフロー計算書です。令和5年3月末の予定数値を示しています。下段の資金期末残高、8億2,510万8,945円が、予定貸借対照表5ページの、2、流動資産(1)現金預金と同額であることをご確認ください、雑駁ですが議案第56号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長(山田厚司君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

堤和夫君。

○9番(堤和夫君) 3ページをお願いします。堂ヶ島温泉のですね用途及び送配当費が修繕費が200万、90%修繕費が出してしまったので、200万を補正計上したわけですけども、90%までいった修繕したものうは、計器類が駄目になったのかそれともなんですか。配湯管、配湯管が駄目になったのですから、その辺の割合はどうなったんでしょうか。

○議長(山田厚司君) 企業課長。

○企業課長(村松圭吾君) ちょっと割合のほうは出てはおりませんが、今回今年度で修繕費が高くなった要因の主な要因ですが、全員協議会の時でも、お話をちょっとさせていただきましたけれども、お盆の頃に行った漏等の修繕、1週間ちょっと8日間ぐらい、温泉を大浜地区の温泉をとめた。ものが、ここで結構かかっております。4日間とめた中で、まず調査のほうで、漏水調査をする業者さんのほうに4日間入ってもらっております。で、うちのほうも調査で用で、道路に、これぐらいの10メートルぐらいのスパンで本上げて、煙、湯気とか、何か出てこないかということのをそういった作業や、音を聞いてもらった中でちょっと怪しいよというところの、試掘を3箇所ぐらいやっただきまして、その金額で74万で、

やっと漏等箇所を見つけて、修繕したんですけれども、掘って、その部分の規律を見つけたんですけれども、その先のほうも、ただ温泉の間にここが出来て、よわくなってる部分が見られました。ただ、その日に全部出来ないんで、その日はもう仮復旧のような形で温泉を通して、後日、本格的にその奥のほう、その先のほうも、修繕したということで、それで88万7,000円。そうすると、この二つだけで160万円。超えておりますので、今回は、その部分が非常に大きかったということになります。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。はい。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第56号 令和4年度西伊豆町温泉事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第19、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。
提案理由といたしましては山本豊氏が令和5年3月31日をもって任期満了となるため、新たに田子の826番地にお住まいの藤井哲也氏を後任として推薦をしたいというものでございます。履歴につきましては、別紙添付してございますので、ご覧をいただきまして、説明とかえさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、委員の候補者として適任であると認めることに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、適任と認めることに決定しました。

◎常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山田厚司君） 日程第20、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長から会議規則第75条の規定によって、ご手元に配付しました。申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山田厚司君） 日程第21、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、ご手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣言

○議長（山田厚司君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて、令和4年第4回に西伊豆町、町議会定例会を閉会します。

皆さんご苦労さまでした。

閉会 午後 3時33分